

多賀城市文化財調査報告書 第30集

# 山王遺跡

— 第 12 次 調 査 概 報 —

(仙塩道路建設に伴う八幡地区調査)

平成 4 年 3 月

多賀城市埋蔵文化財調査センター  
建設省東北地方建設局仙台工事事務所

# 山王遺跡

第12次調査概報

(仙塩道路建設に伴う八幡地区調査)

## 序 文

仙塩道路建設に係る山王遺跡の調査は今年で早くも3年目を迎えました。毎年数々の成果を挙げ、本市はもとより東北の古代史解明に大いに貢献するものと自負する次第であります。

多賀城をとりまく集落の一つであると考えられていた本遺跡は、昭和54年度以降の継続した調査によって次第にその全貌を現しつつあります。各地区から発見される建物跡や住居跡は当時の人々の生活の場を思い起こさせ、現代の県道をはるかにしのぐ幅12mの道路跡は当時の土木技術の水準の高さを示し、人々の往来の様子を彷彿とさせます。昨年度J.R陸前山王駅の隣接地から大規模な建物跡が見つかりましたが、これは「右大臣殿 錢馬取文」の木簡の発見と相俟って陸奥国の長官のすまい「国守館」ではないかと推定されるに至りました。「国守館」の発見は全国的にも例のないことで注目すべき大発見と評価されました。このような貴重かつ豊富な内容を有する山王遺跡ですが、押し寄せる開発の波の中で次第に姿を変えつつあるのは残念の極みです。幸い「国守館」跡は県文化財保護課をはじめ関係者各位のご高配により保存が決まり、特別史跡多賀城跡への追加指定に向けて現在準備を進めているところです。しかし、相次ぐ開発の波はともすればこのような貴重な文化財をのみこんでしまうほどの勢いがあります。後に悔いを残さぬよう真剣に対処せねばならないことを痛切に感じております。

さて、今年度の調査でも古墳時代から中世に至る数多くの造構や遺物を発見しました。特に今から約1600年前の古墳時代中期の竪穴住居跡がまとまって発見されたことは大きな成果の一つといえましょう。昨年度県文化財保護課が調査したゴミ捨て場とはほぼ同じ時代に属するもので、まさに、そこへゴミを捨てた人々の住居を発見したわけであります。近い将来、当時そこに住んだ人々の生活が生き生きと語られるようになることを楽しみにしています。この他にも平安時代の道路の交差点、地鎮のために埋めた土器、丸太材を立て並べた堀跡など興味深い発見が多くありました。調査終了後、これらの跡は埋め戻され、インターチェンジとなることは残念ではありますが、当埋文センターではこれらの造構や出土遺物を貴重な資料として今後の調査研究、展示に活用していきたいと考えております。

最後になりましたが、ご協力頂いた建設省東北地方建設局仙台工事事務所、県文化財保護課並びに多賀城跡調査研究所、東北歴史資料館に対し衷心よりお礼申し上げます。

平成4年3月

多賀城市埋蔵文化財調査センター

所長 斎藤一司

## 例　　言

1. 本書は、建設省東北地方建設局仙台工事事務所が担当する仙塙道路建設計画に伴う山王遺跡（第12次調査）の調査概報である。

本書には、平成3年度に多賀城市埋蔵文化財調査センターが担当した地区の成果、及び第10次調査出土漆紙文書・木簡の解説成果を収録している。

2. 発掘基準線は、A区の東側に設定した原点（0・0）を通る真北方向の直線を南北基準線とし、それと直交する東西方向の直線を東西基準線とした。

この原点を0として調査区内に3mの方眼を組み、東西方向は原点から東をE、西をWとして原点から1m離れる毎にアラビア数字でE1・E2・E3・・W1・W2・W3・・と表した。南北方向は原点から北をN、南をSとして同様に表した。原点の国家座標はX=188,880.000m、Y=13,230,000mである。

3. 遺構は、発見順に一連番号を付した。但し、隣接地を同時に調査している県文化財保護課担当分との重複を防ぐため、5001番からとしている。

4. 土色については、『新版標準土色帖』（小山・竹原：1973）を参照した。

5. 本書の第1図は、5千分の1の多賀城市都市計画図を複製して使用した。

6. 発掘調査および本書の作成に際しては、次の方々および機関から指導・助言を賜った（以下敬称略）。

平川 南・永嶋正春・小野正敏（国立歴史民俗博物館）、手塚直樹・齊木秀雄（鎌倉考古学研究所）、桑原滋郎・白鳥良一・小井川和夫・斎藤吉弘・後藤秀一・

菅原弘樹・高橋栄一・吾妻俊典・千葉正康・三好秀樹（宮城県教育庁文化財保護課）  
進藤秋輝・古川雅清・丹羽 茂・真山 智・柳沢和明・村田晃一（宮城県多賀城跡調査研究所）、柳沼賢治（郡山市埋蔵文化財発掘調査事業団）

宮城県教育庁文化財保護課、宮城県多賀城跡調査研究所、東北歴史資料館

7. 本書は、平成3年度の調査報告分を千葉孝弥が執筆・編集し、その作業を菊池 豊・大山 真由美、福原弥子、佐藤祐子、柏倉霜代、須藤美智子、熊谷純子、黒田啓子がたすけた。併せて収録した『山王遺跡出土の漆紙文書および木簡』は国立歴史民俗博物館教授平川南氏の手になるものである。正倉院文書の写真掲載については、宮内庁正倉院事務所よりご高配を賜った。この項の編集には滝川ちかこがあつた。

8. 発掘調査の記録・出土遺物は多賀城市教育委員会が保管している。

## 調査要項

1. 遺跡名 山王遺跡（宮城県遺跡登載番号 18013）
2. 所在地 宮城県多賀城市八幡 111 他
3. 調査面積 2,900m<sup>2</sup>
4. 調査期間 平成3年4月15日～12月26日
5. 調査主体 多賀城市教育委員会 教育長 櫻井 茂男
6. 調査担当 多賀城市埋蔵文化財調査センター 所長 斎藤 一司  
調査員 千葉 孝弥  
調査補助員 菊池 豊
7. 調査参加者 赤間かつ子 芦野しづ子 阿部けい子 阿部トシ子 阿部敏子  
阿部美津子 大友良子 大山貞子 小野玉乃 小野寺ぐに子  
小野寺恵子 小笠原マキ子 小山千枝子 風間仁郎 加藤昭一  
加藤文一 苛野恵子 菊地みち子 熊谷きみ江 熊谷サツキ  
黒沢節子 後藤恵子 後藤はつみ 境幸子 櫻井エイ子  
佐々木四郎 佐々木忠志 佐藤容子 下道博信 苛原綱代  
鈴木一郎 鈴木文子 鈴木真佐雄 武田りき 武山あや子  
谷村泰典 千葉享一 百々みち子 角田静子 平山節子  
星忠次郎 松本喜一 水越朝治 渡辺闇惠 渡辺幹子  
渡辺ゆき子  
白石公子 鈴木敬子 伊藤由美子 小林桂子（遺物整理員）

# 目 次

序 文

例 言

調査要項

I . 調査の計画と経緯.....	1
II . 発見造構と遺物.....	1
1 . 竪穴住居跡.....	3
2 . 堀立住建物跡.....	11
3 . 材木列跡.....	15
4 . 道路跡.....	15
5 . 井戸跡.....	16
6 . 溝 跡.....	19
7 . 造構外出土遺物.....	25
III . まとめ.....	30
写真図版.....	33

山王遺跡出土の漆紙文書および木簡

国立歴史民俗博物館 平川 南

## I 調査の計画と経緯

本調査は、仙台湾高規格幹線道路事業計画の一環として計画された仙塙道路建設計画に伴うものである。多賀城市内を通る路線敷内には埋蔵文化財包蔵地として山王遺跡・市川橋遺跡・六貫田遺跡が存在することより、仙塙道路建設を担当する建設省東北地方建設局仙台工事事務所、宮城県教育委員会、多賀城市教育委員会の三者が協議し、平成2年度から宮城県教育委員会と多賀城市教育委員会がそれぞれ受託して調査を実施することになったものである。調査ははじめにインターチェンジ予定地から着手しており、その概要は、宮城県教育庁文化財保護課及び多賀城市埋蔵文化財調査センターから報告されている（註1）。

今年度は本事業に着手して3年目にあたり、昨年度に引き続き文化財保護課とともにインターチェンジ予定地内において調査を行なった。当埋文センターの担当分は、当初の計画では昨年調査したE区の東側にあたるF区の事前調査と、E区の南側にあたるH・I・J区の確認調査であり、面積は合計6,900m<sup>2</sup>であった。しかし、H・I・J区の確認調査には着手できず、F区とE区の残り部分約2,900m<sup>2</sup>の調査にとどまらざるを得なかった。しかもF区（一部E区を含む）についても事前調査を終了させるに至らず、翌年以降の事業計画に大きな支障をきたす結果となってしまった。

（註1） 宮城県教育委員会・多賀城市教育委員会・建設省東北地方建設局『山王遺跡－仙塙道路建設関係遺跡八幡地区調査概報一』1990

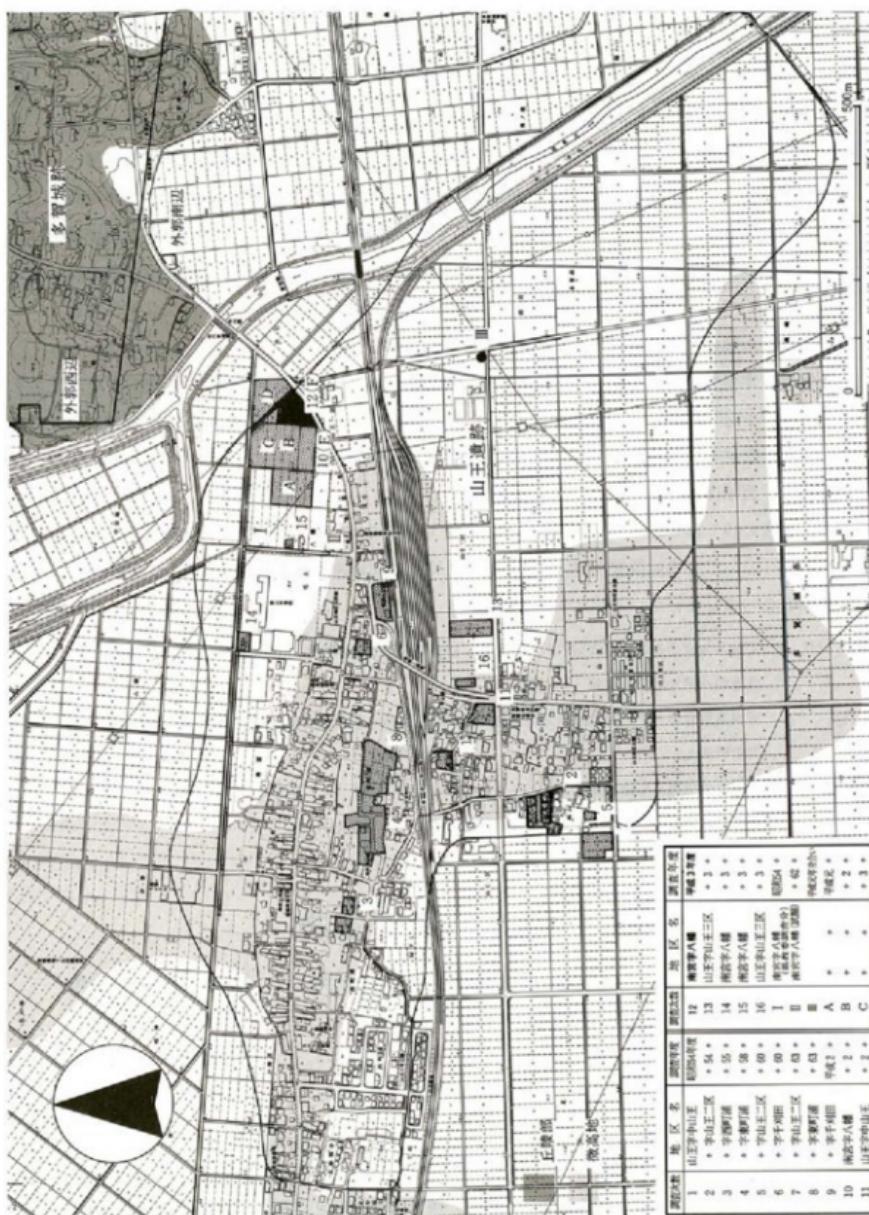
宮城県教育委員会・建設省東北地方建設局『山王遺跡－仙塙道路建設関係遺跡平成2年度発掘調査概報一』1991

多賀城市埋蔵文化財調査センター・建設省東北地方建設局仙台工事事務所『山王遺跡－第10次発掘調査概報（仙塙道路建設に伴う八幡地区調査）一』1991

## II 発見遺構と遺物

今回の調査で発見した遺構は、竪穴住居跡21棟、掘立柱建物跡14棟、道路跡4条、材木列跡1条、井戸跡3基、溝跡13条、土壙25基、土器埋納遺構1基などであり、年代的には古墳時代から中世にかけてのものである。これらの遺構やその周辺からは、土器、陶磁器、瓦、石製品、木製品、金属製品、植物遺体、自然遺物など各種の遺物が大量に出土しており、整理用平箱で約250個分に達している。

今回の調査区は、調査前はすべて水田として利用されていたところであり、各時代の堆積層や包含層はすべて削平されていると考えられる。現代の水田床土や表土の下はすぐ黄褐色砂質



第1図 調査区位置図

土層となっており、この上面が造構確認面となっている。この黄褐色砂質土層は、厳密に言えば古墳時代中期頃に微高地を形成していた部分と、それ以降、後期にかけて堆積した部分とに分けられるが、今回報告分に限って言えば分けて考える必要もないため、いずれのものも「地山」と記述した。現在のところ前者の層中に造構の存在は知られていない。

以下、発見した造構の内、比較的整理・検討の進んでいるものについて、その概要を述べる。

## 1. 壁穴住居跡

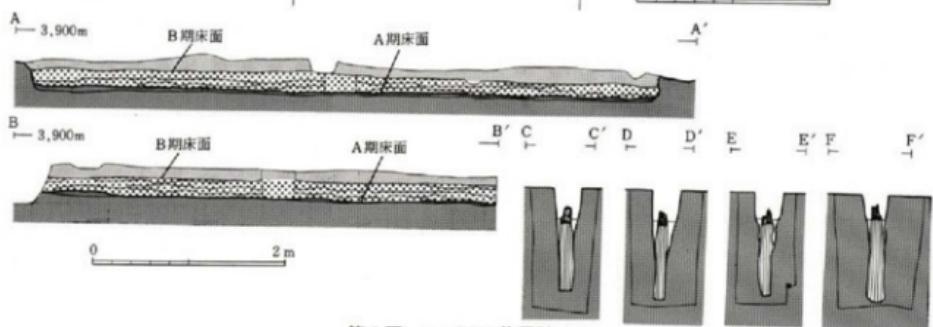
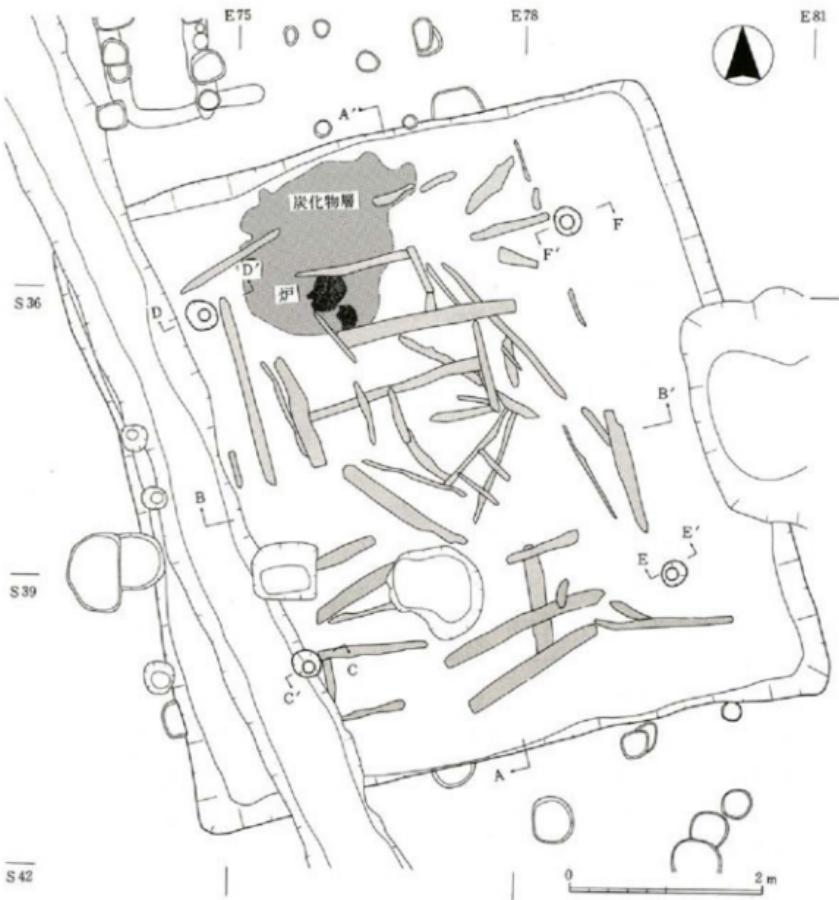
21棟発見した。調査区南半部に多く分布している。この内、精査まで終了したのは4棟である。

### (1) S I 5288住居跡

調査区南西隅で発見した住居跡である。S B 5222・5289・5290・5291・5324建物跡、S A 5226木材列跡、S E 5208井戸跡、S D 5212溝跡などと重複しており、それらのものより古い。平面形はほぼ正方形を呈し、規模は東西6.7~6.4m、南北6.6mである。方向は北で約18度西に偏している。床面は二時期認められる(A・B期)。

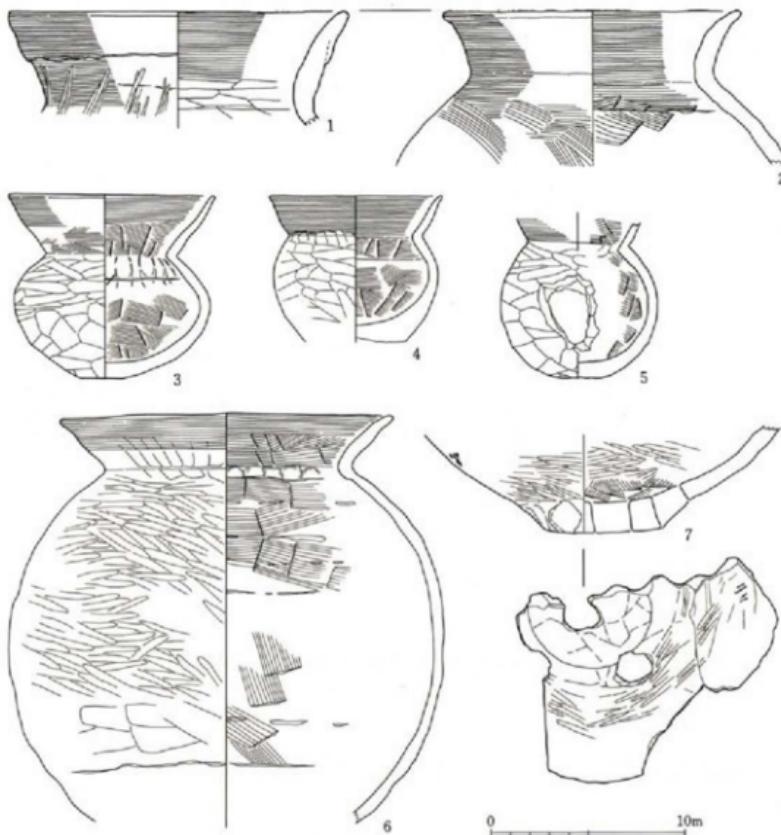
【S I 5288 A】構築当初のものである。壁高は約25cmを計る。床面は掘り込んだ地山面をそのまま用いている。柱穴は、住居各コーナーの対角線上に4つ検出しており、北西・北東・南東隅の各柱穴では改築にあたって抜き取られた状況を確認している。南西隅の柱穴は、B期柱穴の断ち割り調査の際破壊してしまったため詳細は不明である。柱間は抜き取り穴の中心に位置を想定すると北東~北西間が約3.3m、北東~南東間が約3.1mである。柱穴はほとんどが抜き取り穴によって破壊されているため深さは不明であるが、抜き取り穴の深さを参考にすると、南東隅、北東隅では深さ約55cmと考えられる。周溝、カマド、炉は検出できなかった。埋土はオリーブ褐色の砂(2層)とにぶい黄色の砂質土(1層)からなっている。均質でしまりがなく自然堆積層と見られる。

【S I 5288 B】A期堆積層上に貼床して構築したものである。壁高は約7cmを計る。柱穴は住居跡の各コーナーの対角線上に4つ検出しており、主柱穴と考えられる。北東の柱穴では径17cmの柱材が長さ100~90cmまで残存していた。いずれの柱材も表面を丁寧に面取りしており、手斧ではついた痕跡が明瞭である。底面はいずれも平坦である。掘り方は柱材の太さの割には小規模であり、いずれも径約30cm、深さ約70~50cmを計るのみで、それより下方は柱材とほぼ同じ幅であったと考えられる。柱間は、北西~北東3.9m、南西~南東が3.9m、北西~南西が3.8m、北東~北西が3.8mである。なお、本期の床面上では、住居の建築材と見られる細長い痕跡を多數検出している。方向等にまとまりがなく、恐らく倒壊した状況を示すものではないかと考えられる。周溝、カマドは検出できなかったが、北壁のほぼ中央部に炭化物層があり、その中央部に小範囲ではあるが焼土面が見られ、炉と考えられる。



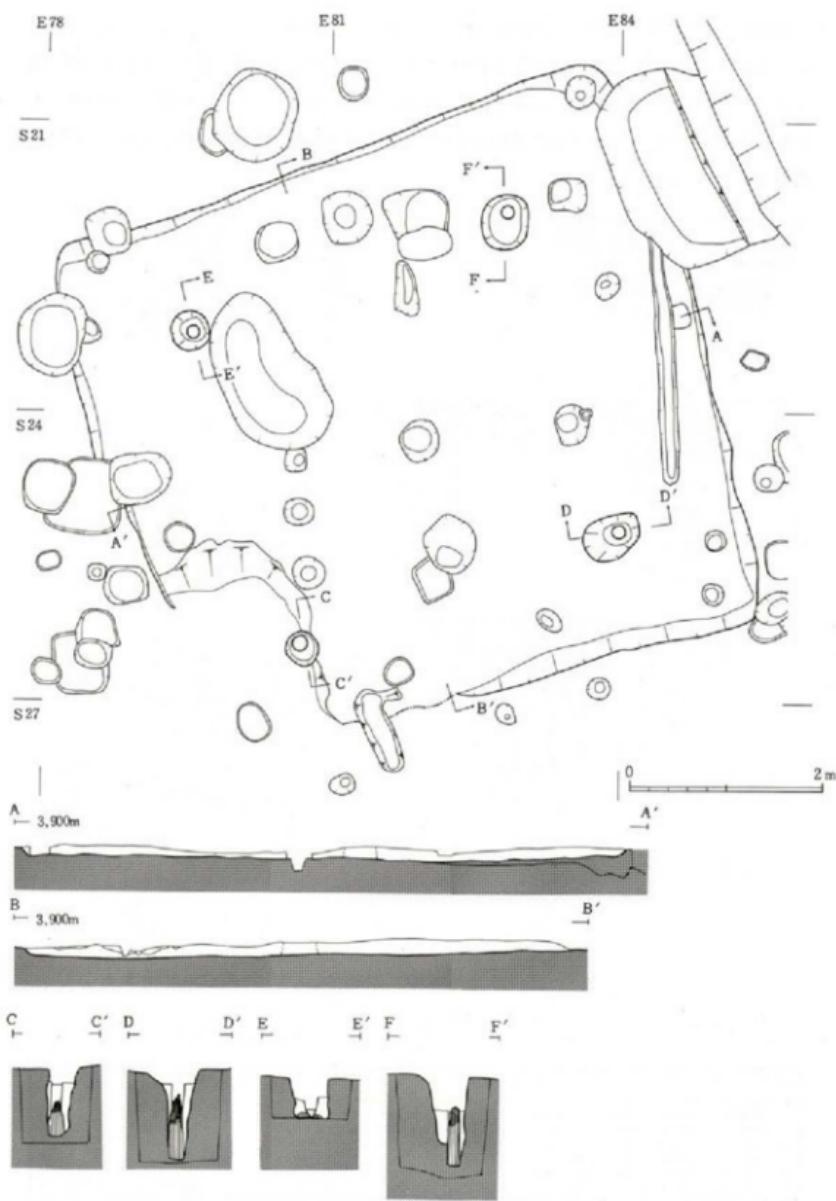
第2図 SI 5288住居跡

遺物は、B期の床面上から土師器壺、甕などが散在した状態で出土している。これらの中には、完形や完形に近いところまで復元できたものがある。また、体部を穿孔した小型の壺（第3図5）や、壺の口縁部のみを正置し、その内側に土器片を落とし込んだ状態で発見されたものもある（第3図1）。またB期の堆積土中からは多孔平底の甕、A期の堆積土中からは小型の壺などが出土している。



第3図 S1-5288住居跡出土遺物

番号	種別	出土層位	外　面　の　調　整	内　面　の　調　整	底　部	備　考	登録No	回収No
1	土師器 壺	B期床面	口縁部ヨコナギ 体部ヘラミガキ	口縁部ヨコナギ 瓶底ヘラケズリ		複合口縁	R-18	
2	土師器 壺	B期床面	口縁部ヨコナギ 体部ナナギ	口縁部ヨコナギ 体部ヘラナナギ			R-21	
3	土師器 壺	B期床面	口縁部ヨコナギ 体部ヘラミガキ	口縁部ヨコナギ 体部ヘラミガキ	ヘラケズリ	外表面全体にスス付着	R-23	B-2
4	土師器 壺	A期堆積土	口縁部ヨコナギ 体部ヘラミガキ	口縁部ヨコナギ 体部ヘラナナギ			R-22	
5	土師器 壺	B期床面	口縁部ヨコナギ 体部ヘラミガキ	口縁部ヘラナナギ 体部オサエ ヘラ		体部に穿孔	R-24	B-4
6	土師器 壺	B期床面	口縁部ヨコナギ 体部ヘラミガキ	口縁部ヨコナギ 体部ヘラミガキ	ヘラケズリ		R-27	B-6
7	土師器 壺	B期1号	ヘラミガキ	ヘラケズリ		5つの穿孔が考えられる	R-19	B-8



第4図 SI 5309住居跡

## (2) S I 5309住居跡

S I 5288住居跡の北側で発見した住居跡である。S B 5296・5297建物跡、S K 5204土壌と重複しており、それより古い。平面形はほぼ正方形を呈しており、規模は東西約6.2m、南北5.8m、壁高は残りの良いところで10cmを計る。南西隅は削平されている。方向は北で約22度西に偏している。床面は地山面をそのまま用いており、柱穴は住居各コーナーの対角線上に4つ発見している。北西隅をのぞく他の柱穴では径17~12cmの柱材が残存しており、南東隅の柱穴では長さ68cmまで残存している。いずれの柱材も表面を丁寧に面取りしており、手斧ではついた痕跡が明瞭である。底面はいずれも平坦である。掘り方は長径55cm、短径45cmの楕円形や径40cmの円形を呈している。なお北西隅の柱穴は深さ40cmと他の三つに比べて浅く底面には礎板を置いている。周溝、カマド、炉は検出できなかった。埋土は黄褐色砂質土で、炭化物や灰の堆積がみられ、小範囲に焼土のブロックも見られた。新しい段階の床面である可能性も考えられるが、主柱穴が抜き取られずに残っていたことや、この層上で新たな柱穴が検出できなかったことなどからその可能性は低いと考えている。

遺物は床面上から鉄製の鍬先、或は鋤先が1点と鉄鏟が1点出土している。前者は幅12cm、高さ7.5cmを計るもので、全面鏽に覆われてはいるがほぼ完形品である。この他堆積層中から土師器の高杯・甕が出土している。



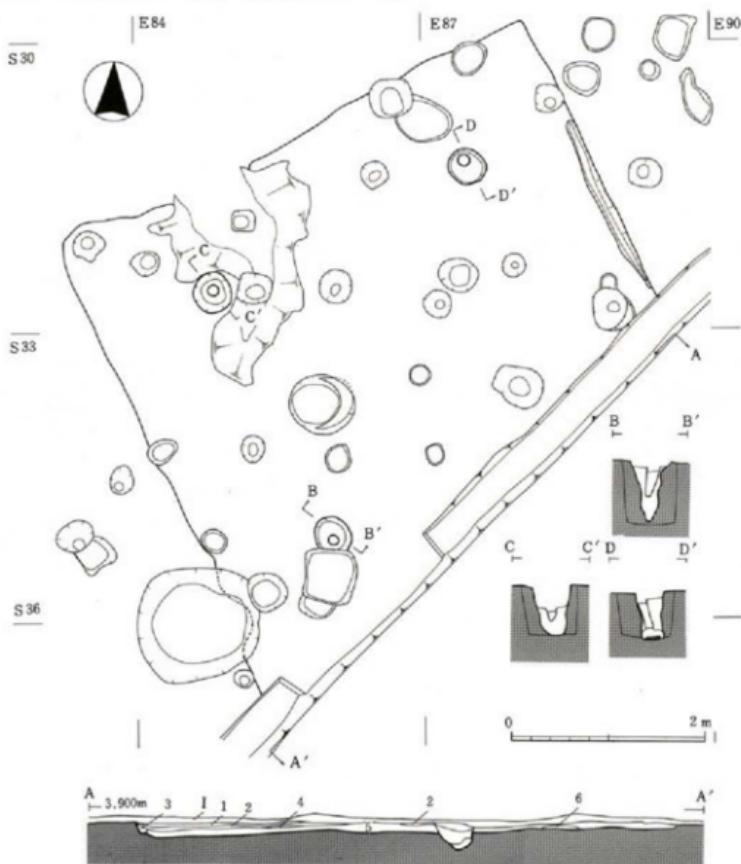
第5図 S I 5309住居跡出土遺物

## (3) S I 5303住居跡

調査区南壁際で発見した住居跡である。南側が調査区外へのびるため全体を検出していない。全体に削平が著しく、表土を除去した段階で既に床面が露出していた部分もある。S I 5288住居跡とはS K 5224土壌をはさんでその東側に並んでおり北壁のラインはほぼ一致している。また北側に位置するS I 5309住居跡とは東壁のラインがほぼ一致している。S K 5205土壌やS B 5301建物跡と重複しており、それより古い。平面形はほぼ方形を呈しており、東西5.4m、南北は西壁が調査区南壁付近で南壁に移行するかのように東に屈曲しているため、約5.5mと推定できる。壁高は、最も良好な部分においてもわずかに6cmを残すのみである。方向は北で

約24度西に偏している。床面は、全体がオリーブ褐色土で貼床されていたと見られる。カマドは検出できず、周溝は東壁においてのみ確認した。幅15cm、深さ10cm、の小規模なものでわずかに2.4m検出した。床面には灰、炭化物焼土の堆積が認められたが、炉と見られる硬化した面は認められなかった。柱穴は南東隅をのぞき、北東隅、北西隅、南西隅で発見した。柱間は北西～北東が2.9m、北西～南西が2.9mである。柱穴は深いもので65cmを計り、柱は柱痕跡より径13～10cmである。北東隅の柱穴では礎板の痕跡が認められた。

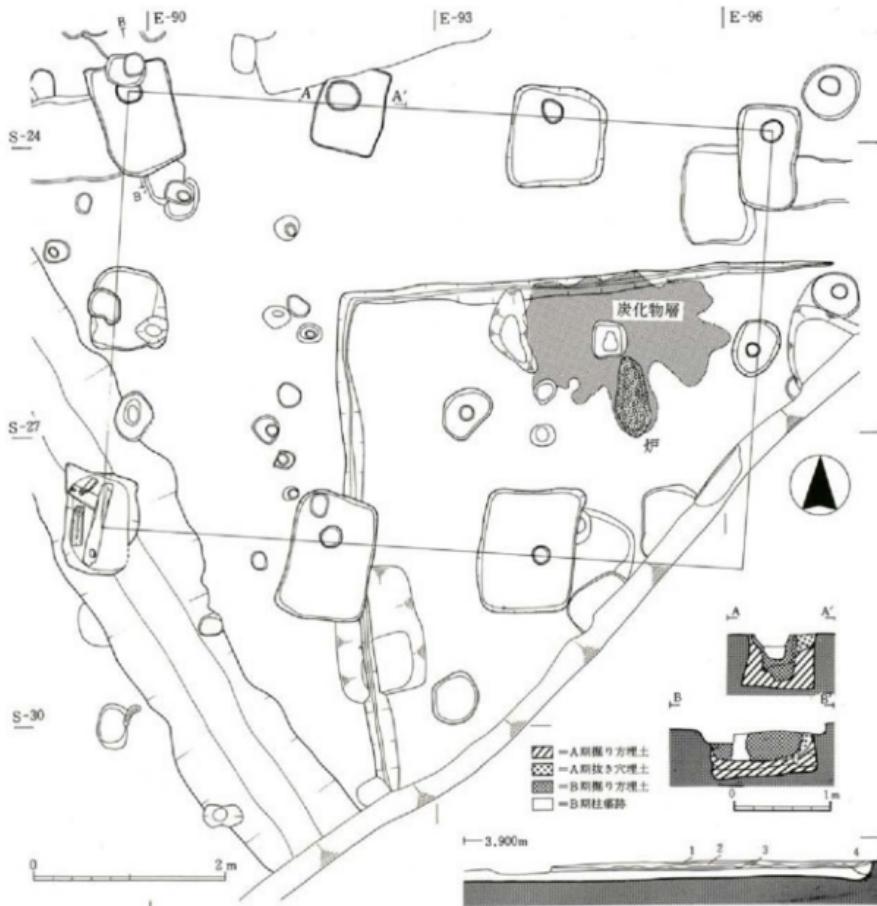
遺物は土師器甕などの破片が数点出土している。



第6図 S.I. 5303住居跡

(4) SI 5287住居跡

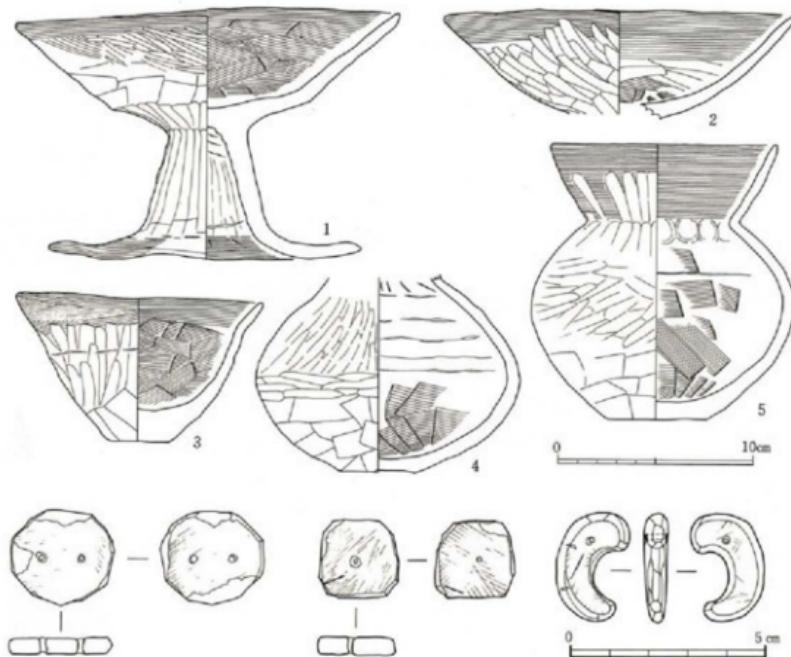
SI 5303住居跡の東側で発見した住居跡である。東辺及び南辺が調査区外へのびているため全体の約半分しか検出できなかった。SB 5300建物跡と重複しており、それより古い。平面形は方形を呈し、規模は東西5.1m以上、南北5.3m以上、壁高は8cmを残すのみである。方向は北で約4度西に偏している。床面は、全体がにぶい黄色砂質土で貼床されている。北辺と西辺には幅20cm、深さ15cm、断面が「V」字形の周溝がめぐっている。検出した範囲でカマドは認められなかったが、北辺から約1.3m南側の床面上で熱を受けて赤変硬化した部分があり、炉と考えら



第7図 SI 5287・SB 5300建物跡

れる。平面形は凡そ橢円形を呈し、規模は長径85cm、短径35~25cmである。柱穴は北西隅で1つ発見したのみである。平面形は不整形を呈し、規模は55×45cmである。柱痕跡は径15cmである。堆積層は4層に分けられる。2層は白色の灰の層でほぼ全体に堆積しており、3a層は炭化物層で北東部を中心で分布している。3b層は灰と炭が混じった層で南半部に認められた。

遺物は、土師器高杯・杯・壺・甕、石製模造品の勾玉・有孔円板・白玉、砥石、不明鉄製品などが出土している。これらはすべて床面上から出土したものである。土師器の器面調整については観察表に示したとおりであるが、第8図2の高杯、3の杯の部体に見られる「粗いミガキ」とした調整技法について説明しておきたい。その痕跡は幅約6mmの細長い面として認めら



番号	種類	出土層位	外面の調整	内面の調整	底面	備考	登録No.	因数No.
1	土師器 高杯	床面N-74	粗いミガキヘリガタヘリガタ	粗いミガキヘリガタヘリガタ			R-14	8-1
2	土師器 高杯	床面N-66	口縁部ヨコナギ ナギヘリガタ	口縁部ヨコナギ ナギヘリナギ			R-11	
3	土師器 杯	床面N-3	口縁部ナギ 多回転ヘリガタ	口縁部ヨコナギ ナギヘリナギ			R-6	8-2
4	土師器 瓢	床面N-92	粗いミガキ ヘラケズリ	ヘラナギ			R-13	
5	土師器 瓢	床面N-67	口縁部ヨコナギヘリガタ	ヘラケズリ			R-15	8-3
6	石製模造品(有孔円盤)	床面N-61	口縁部ヨコナギヘリガタ	ヘラケズリ			R-13B	
7	石製模造品(有孔円盤)	床面					R-14D	
8	石製模造品(勾玉)	床面					R-14E	

第8図 SI 5287住居跡出土遺物

れるものであり、面にはハケメのような細い筋が見られる。成形後まだ完全に乾燥していない段階に、細い工具で器面を強く擦ったようであり、その面は他の面より若干落ち込んでいる。ヘラケズリ、ハケメ、ヨコナデとの前後関係ではそれより新しく最終段階の調整と見られる。一つ一つの単位が細かく、しかも最終段階の調整であることから基本的にはヘラミガキと考えているが、面が平滑でないことから「粗いミガキ」と呼んだものである。ハケメのような細い筋は、通常ヘラミガキに用いるものとは異なる工具、或は異なる使用方法によって生じたものと考えている。(図版14-1~3)

## 2. 掘立柱建物跡

掘立柱建物跡は調査区のほぼ全域に分布しており、現在のところ16棟発見している。この内精査まで終了したのは調査区南西隅の15棟である。以下、それらの概要を述べる。なお、この地区の建物跡はすべて黄褐色砂質土から成る地山上で検出したものである。

### (1) S B5300 建物跡

S B5300は、桁行3間、梁行2間の東西棟である。SI 5287・5206住居跡、SD 5213溝跡と重複しており、古墳時代中期のSI 5287住居跡より新しいが他のものより古い。南東隅の柱穴は調査区外にのびており、南西隅の柱穴はSD 213溝跡によって大きく破壊を受けている。本建物跡は同位置で二時期の重複が確認された。

【SB 5300 A】柱穴の形状は、東妻棟通りのものをのぞき、すべて隅丸長方形である。規模は長辺1.3m、短辺1.0mのものから長辺0.9m、短辺0.7mのものまである。埋土は黄褐色土と暗褐色土が互層となっている。この時期の柱はすべて抜き取られているため柱位置は不明である。底面に板材が残っているのもあり、礎板を用いた柱穴であったと考えられる。

【SB 5300 B】柱穴の形状は、概ねA期のものと一致しているものが多いが、楕円形のものもあり、底面も平坦でないものが多い。北東隅の柱穴と、南側柱列の東妻から1間目の柱穴、西妻から1間目の柱穴では礎板を用いたことが判明しており、北東隅の柱穴では礎板、柱材とも残存している。方向は、北側柱列でみると東で6度52分南に偏している。桁行については、北側柱列で6.78m、柱間は西より2.29m、2.17m、2.30mである。南側柱列では中央の2つの柱間が2.18mとなっている。梁行柱間については、西妻で北から1間目が2.40m、東妻で北から1間目が2.32mである。柱は北東隅の柱穴で残存しており、径15cmである。柱穴埋土はA期のものと類似しているが互層にはなっていない。遺物は出土していない。

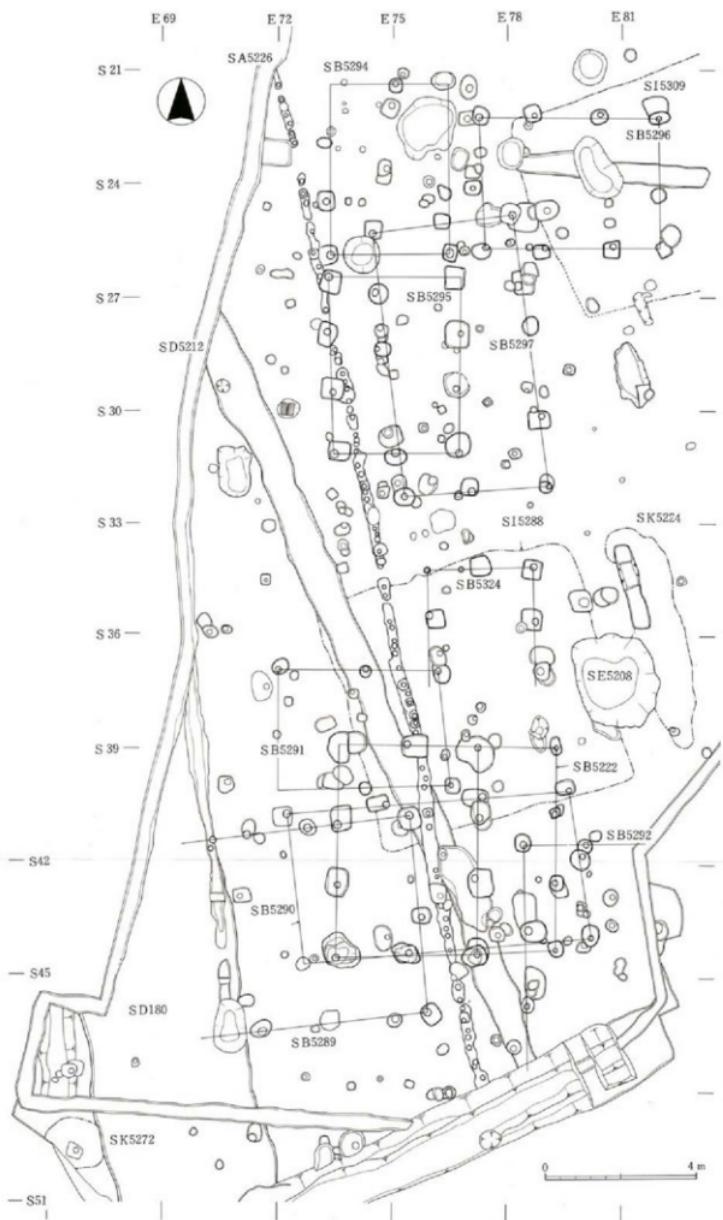
### (2) S B 5222 建物跡

調査区南端部で発見した南北棟の建物跡である。南北3間、東西3間で東側に広廊がつけられている。S B 5290・5289・5291・5292建物跡、SD 5212溝跡、SI 5288住居跡と重複してお

り、SB5290建物跡、SI5288住居跡、SD5212溝跡より新しい。SB5291・5292・5289建物跡との関係は不明である。柱穴はすべて検出しており、北西隅の柱穴をのぞくすべての柱穴で柱痕跡も確認している。桁行については、東側柱列で5.32m、柱間は北より1.73m、1.81m、1.78m、東入側柱列で5.48m、柱間は北より1.83m、1.63m、2.02m、西側柱列で約5.5m、柱間は北より約2.0m、1.61m、1.84mである。梁行については、北妻で約5.7m、柱間は西より約1.8m、1.85m、2.04m、南妻で5.71m、柱間は西より1.92m、1.83m、2.02mである。方向は、東入側柱列及び東側柱列でみると発掘基準線にはほぼ一致している。柱穴の形状は、身舎部分では概ね隅丸長方形を呈し、廊部分では楕円形や不整形のものがみられる。掘り方埋土は黒褐色粒を含む黄褐色土である。柱の規模は、柱痕跡でみると身舎で径18cm、廊で12cmである。本建物跡の柱は地面を浅く掘りくぼめた後切り取られていることが判明している。切り取り穴、柱穴掘り方、柱痕跡より土師器や須恵器の小片が出土している。

番号	遺構名	種別	規 模		(数値は北、西から計測)	方 向
			桁 行	梁 行		
1	SB5222	南北棟	3間×2間	東側柱列 5.32m (1.73+1.81+1.78) 東入側柱列 5.48m (1.83+1.63+2.02) 西側柱列 約5.5m (約2.0+1.61+1.84)	南妻 5.71m (1.92+1.83+2.02) 北妻 約5.7m (約1.8+1.85+2.04)	ほぼ発掘基準線に一致(東側柱列、東入側柱列)
2	SB5289	東西棟	2間以上×2間	南側柱列 2.49m (1間分)以上 北側柱列 5.17m (2.51+2.66)以上	東妻 5.23m (2.71+2.52) 西妻 不明	E-7°20'~N(北側柱列)
3	SB5290	東西棟	3間×2間	南側柱列 約7.5m 北側柱列 7.38m (2.58+2.54+2.26)	東妻 3.93m (1.77+2.18) 西妻 約4.0m	E-5°12'~N(北側柱列)
4	SB5291	東西棟	2間以上×1間	南側柱列 約2.2m (1間分)以上 北側柱列 4.16m (2.28+1.88)	東妻 2.99m 西妻 不明	ほぼ発掘基準線に一致(北側柱列)
5	SB5292	南北棟	3間以上×2間 以上	東側柱列 不明 西側柱列 4.23m (2間分)以上	南妻 不明 北妻 1.63m (1間分)	N-2°10'~W(西側柱列)
6	SB5294	南北棟	3間×2間	東側柱列 約4.4m (2間分約2.9+1.45) 西側柱列 南妻から1間分1.43m	南妻 3.11m (2間分) 北妻 東側柱列から1間分1.31m	N-約2°~W(東側柱列)
7	SB5295	南北棟	3間×2間	東側柱列 約4.6m (約1.5+1.43+1.72) 西側柱列 4.67m (1.48+1.55+1.65)	南妻 3.26m (1.61+1.65) 北妻 約3.3m	N-1°36'~W(西側柱列)
8	SB5296	東西棟	3間×2間	南側柱列 約4.5m (1.47+1.85+約1.3) 北側柱列 4.67m (1.43+1.73+1.51)	東妻 約3.5m (約2.0+約1.4) 西妻 3.39m (1.87+1.55)	E-0°29'~S(北側柱列)
9	SB5297	南北棟	4間×2間	東側柱列 7.22m (1.89+約1.1+約1.5+1.79) 西側柱列 7.11m (約1.6+約1.5+約2.2+1.81)	南妻 3.90m (1.92+1.99) 北妻 3.71m (2間分)	N-7°15'~W(東側柱列)
10	SB5298	東西棟	2間×2間	南側柱列 約3.7m (1.80+約1.9) 北側柱列 3.67m (1.93+1.74)	東妻 約2.9m (約1.4+1.48) 西妻 2.86m	E-1°52'~N(北側柱列)
11	SB5299	東西棟	3間×2間	南側柱列 約5.0m (約1.5+1.8+1.72) 北側柱列 5.17m (1.76+1.65+1.76)	東妻 3.44m (約1.7+約1.8) 西妻 約3.7m (1.82+約1.8)	E-0°20'~S(北側柱列)
12	SB5300	東西棟	3間×2間	南側柱列 中央1間分2.18m 北側柱列 6.78m (2.29+2.17+2.30)	東妻 北側柱列より1間分2.32m 西妻 北側柱列より1間分2.40m	E-6°52'~S(北側柱列)

第1表 建 物 跡 一 覧



第9図 調査区南半部遺構全体図

### 3. SA 5226材木列跡

調査区南東隅で発見した材木列跡である。これは、溝状の掘り方の中に連続する円形の柱痕跡が検出されたことにより、丸太材を立て並べた材木列跡であったことが知られる。南北方向にはほぼ直線的にのびており、約28mにわたって検出した。S I 5288住居跡、S B 5222・5290・5291・5289・5295・5294建物跡、S D 5212溝跡などと重複しており、S I 5288住居跡・S D 5212溝跡よりは新しいが、S B 5222・5289・5294・5295建物跡よりは古い。他のものとの関係は不明である。残存状況は悪く、途中掘り方埋土が失われているところもある。掘り方は幅0.4～0.2m、深さは残りの良い個所でもわずかに4cmを残すのみである。柱痕跡は径15～13cmである（図版5上中）。柱痕跡の間隔は約5cm程でほぼ密接している部分や、20cm以上の間隔を開けている部分なども見られ一定していない。方向は柱痕跡の内、最北端と最南端のものを結んだ線でみると北で約12度西に偏している。また、本材木列の掘り方を切っている小柱穴がいくつか発見されている。それらは掘り方の中にはほぼおさまり、その柱痕跡は本材木列跡の柱痕跡とほぼ直線的に並んでいることから、部分的な補修かと考えられる。

### 4. 道路跡、土器埋納遺構

東西道路跡2条、南北道路跡2条を検出し、調査区東端部でそれらの交差点を発見した。この内、S X 300 東西道路跡は平成元年度に調査したものから連続しているものであり、S X 700 南北道路跡は今年度県文化財保護課が調査しているものと連続するものである。これらの道路跡は両側に素掘りの側溝を伴っており、いずれもほぼ同位置で4時期の変遷が認められた。今年度はその内の最新段階のD期についてのみ掘り込み調査を行なっている。

#### (1) S X 300 道路跡

調査区中央部で発見した東西道路である。古墳時代の竪穴住居跡やS D 5213溝跡と重複しそれらを切っている。東端部はS K 5273土壙によって破壊されており、その上をS D 5258溝跡の埋土が覆っている。東端から交差点にかけては、土器の細片や灰白色火山灰ブロックを多く含む褐色の砂質土が堆積しており、道路が機能していた時の路面堆積層と考えられる。北側溝S D 5283D溝跡は上幅1.7～0.9m、南側溝S D 5282D溝跡は上幅1.2～0.5mである。路幅は、側溝間で計ると4.6～2.6mであり、側溝の心々で計ると5.7～4.0mである。方向は、調査区西壁際と交差点付近における側溝心々間の中心点を結んだ線でみると東で約3度南に偏している。D期の側溝は、10世紀前半に降下したとわれている灰白色火山灰層を掘りんでいることからそれ以降の年代が与えられる。遺物は、土師器杯・甕、須恵器杯・甕、赤焼き土器杯、瓦が大量に出土しており、灰釉陶器碗・広口瓶も少量出している。

#### (2) S X 5313土器埋納遺構

S X 5313はS X 700南北道路跡の南端中央部で発見した土器埋納遺跡である。路面に堆積した褐灰色砂質土上面で検出した（図版6中下）。長軸径16.5cm、短軸14.0cm、深さ約7.0cmの不整形の浅い穴を掘り、その中に土師器高台付皿2点の口を合わせ、正置したものである。その内部からは何も発見できなかったが、その埋設状況や道路の中央に位置していることから何らかの祭祀的な行為と考えられる。土師器高台付皿はロクロ調整したものでいずれも口径10cmの小型品である。残存状況の良い第10図1でみると高台は逆三角形を呈する。高台の接合はあまり丁寧ではない。外底をのぞき内外両面ともヘラミガキし、全体を黒色処理している。外底は回転糸切り痕をとどめたままである。2もこれとほぼ同様のものである。



番号	種別	出土場所	外面の調整	内面の調整	底部	備考	登録No.	図版No.
1	土師器 高台付皿	堆積土	ヘラミガキ→黒色処理	ヘラミガキ→黒色処理	回転糸切り		R-78	
2	土師器 高台付皿	堆積土	ヘラミガキ→黒色処理	ヘラミガキ→黒色処理	回転糸切り		R-79	

第10図 S X 5313土器埋納遺構出土遺物

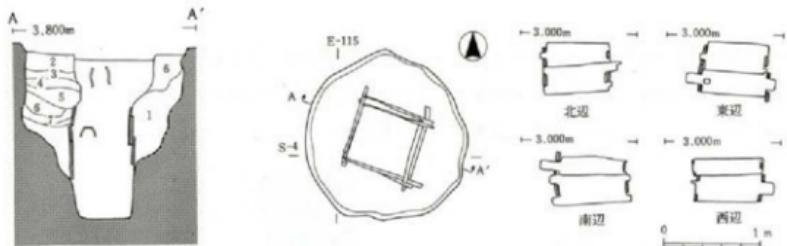
## 5. 井戸跡

調査区中央部で2基、南東部で1基、計3基発見している。

### (1) S E 5247 井戸跡

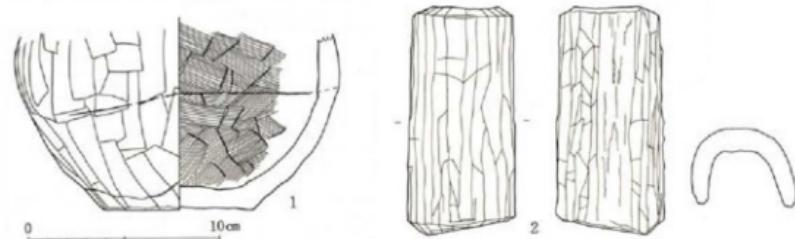
調査区中央部の黄褐色砂質土層上で発見した井戸跡である。SK 5251土壤と重複しており、それより古い。木組みの井戸側を備えている。井戸側は、内法が一辺約60cmの正方形を呈し、確認面から底面までの深さは1.8mである。掘り方は径1.7mのほぼ円形を呈している。井戸側の構造は、板材を横方向に用い、仕口を柄組みにして固定し、蒸籠のように数段積み上げたものである。仕口の組み方は目違い柄である。本井戸跡については中頃で2段分残存していたがその上部は腐朽して失われていたため本来何段に積んだものかは不明である。また底面から50~40cmのところでは側ではなく、素掘りのままとなっている。

遺物は、井戸内埋土から土師器甕、用途不明の角製品が出土している。その内、土師器甕は異なる個体の上半分と下半分（第11図1）が出土しており、前者は埋土上位から、後者は中位からそれぞれ伏せた状態で発見されている。上半分の個体は、体部の2カ所に穿孔されており、中に泥岩の礫が1点入っていた。このような特殊な出土状態から、投棄されたというよりも埋納された可能性が高いと考えられる。土師器甕はいずれも非ロクロ調整のものであり、上半分の個体は外面をハケメ調整、下半分の個体は外面を手持ちヘラケズリしている。



SE 5247 土層観察表

順位	土色	土性	標 考	層	土色	土性	標 考
1	灰黃褐色(10 YR 5/6)	シルト	細粒土粒、細土粒、炭化物微含む	7	褐紅色黃色(2.5 YR 5/6)	粘土質シルト	黄褐色土粒、粉砂、炭化物微含む
2	にかい黄褐色(10 YR 5/6)	砂質シルト	細粒土粒シルト合む	8	( * ) ( * )	( * )	オリーブ色砂、ブロッケを含む
3	褐色(5 YR 5/6)	シルト	同色砂ブロック、灰黃褐色土粒含む	9	灰オリーブ色(7.5 YR 5/6)	砂質シルト	地区灰色土、にい黄色土ブロックを含む
4	( * )	+	灰黃褐色土を層状に含む	10	( * )	シルト	*
5	にかい黄色(2.5 YR 5/6)	+	堆積黃褐色土を層状に含む	11	( * )	砂質シルト	粘土質土含む
6	にかい黃褐色(10 YR 5/6)	+	黃色土粒、炭化物微含む				にかい黄色土ブロックを含む



番号	種 别	出土単位	外 面 の 調 整	内 面 の 調 整	底 部	標 考	登録番	開発年
1	土器部 壁 不規 角製品	2層 井戸内埋土	ハラケズリ	ハラケズリ	ハラケズリ	全面細いケズリ	R-75	R-3

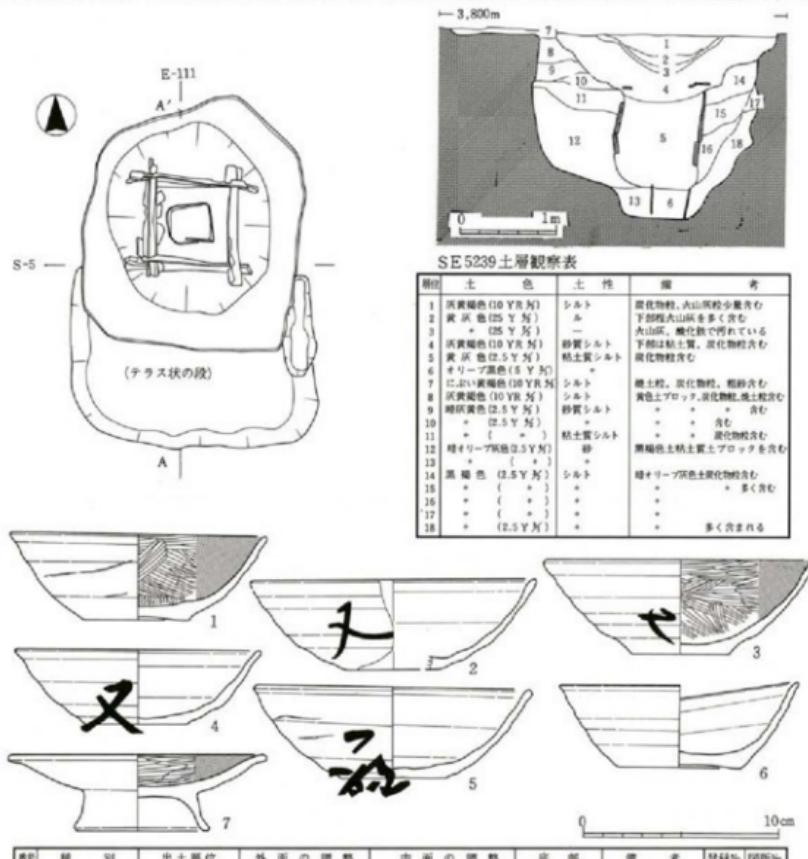
第11図 SE 5247井戸跡・出土遺物

## (2) SE 5239 井戸跡

調査区中央部の黄褐色砂質土層上で発見した井戸跡である。木組みの井戸側を有し、底には曲物の水溜めを備えている。また南側にはテラス状の低い段を伴っている。井戸側は、内法で一辺約80cmの正方形を呈し、確認面から底面までの深さは約1.9 mである。掘り方は北辺が突き出ているが東西南の三辺では、隅丸方形を呈しており南北約2.7 m、東西約2.2 mを測る。井戸の構造は板材を横方向に用い、仕口を柄組みにして固定し、蒸籠のように数段に積み上げたものである。仕口の組み方は、板材の両端近くに一方或は両方に溝状の欠き取りを施して組んだものである。水溜となっている曲物は径約40cmで底板をはずしている。南側に設けられているテラス状の段は東西2.5 m、南北1.8 m、深さ約5 cmを計る。本井戸跡は埋没後に長径2.0 m、短径1.7 mの楕円形の穴を掘り込んで井戸側上部を抜き取っている。抜き取り穴の中頃には10世紀前半に降下したとされている灰白色火山灰が厚く堆積している。

遺物は、掘り方埋土から須恵器杯、井戸内埋土より土師器・赤焼き土器杯、抜き取り穴から土師器杯、テラスから土師器高台付皿が出土している。この内、「又」の墨書のあるものが3

点、判読不明の墨書きのあるものが1点ある。「又」の書体は3点とも異なっている（註2）。墨書き土器4点の内、完形品2点と破片1点は井戸内埋土上層から出土しており、破片1点のみが抜き取り穴からの出土である。後者についても他のものと同様井戸内にあった可能性が高い。



第12図 SE 5239 井戸跡・出土遺物

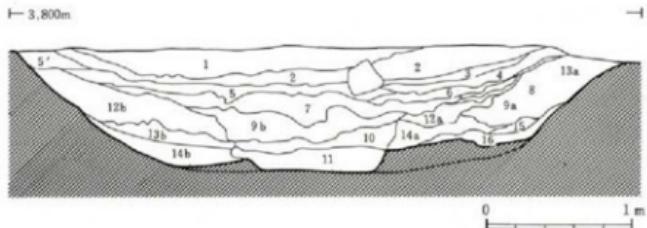
(註2) 「又」の墨書き土器は今年度の県文化財保護課担当地区からも1点出土している。

## 6. 溝跡

調査区全域にわたって13条発見している。このうち古墳時代のものが2条、奈良・平安時代のものが8条、中世以降のものが3条である。

### (1) SD 180溝跡

調査区南西隅で発見した南北溝跡である。本溝跡は平成2年度にも調査しており、今回調査した部分を含めると直線距離にして約116mに渡って調査したことになる。今年度調査した分は約13mである。SK 5272・5201土壌、SD 5202溝跡と重複しており、SK 5272土壌より新しいが他のものより古い。この他、埋土の上面でいくつかの柱穴状のピットを発見しているが建物跡としてはまとまらなかった。規模は上幅4.2m、下幅2.4m、深さ0.9mを計る大溝跡である。方向は北で約7度西に偏している。埋土は21層に区分できるが、1～12層、13層～21層の2つに大別することが可能である。下層には粗砂を主体とする層が目立ち、上層は有機物を多く含む層や粘質土層が堆積している。このような状況から通水していた時期があり、やがて埋没が進行して浅くなかった状態でしばらく開口していた時期があったことを示すものと考えられる。

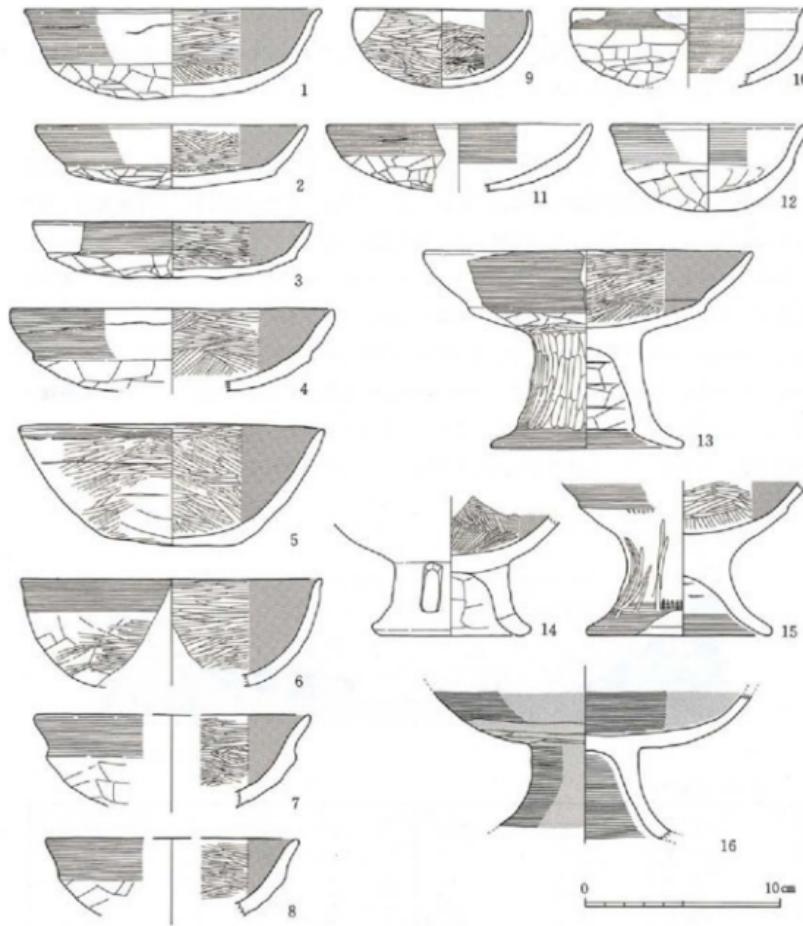


層位	土色	土性	層位	土色	土性
1	黒褐色 (10 YR 4/2)	砂質土	10	3 下層	黒褐色 (10 YR 4/2)
2	黒褐色 (10 YR 4/2)	砂質土	11	黒褐色 (10 YR 4/2)	砂質土
3	黒褐色 (10 YR 4/2)	砂質土	12a	4 層	オリーブ黒 (5 YR 4/2)
4	黒褐色 (10 YR 4/2)	砂質土	13a	5a 上層	黒褐色 (10 YR 4/2)
5	オリーブ (5 YR 4/2)	砂質土	13a	5a 下層	細砂 (5 YR 4/2)
6	3 層	砂質土	14a	5a 下層	オリーブ黒 (10 YR 4/2)
7	黒褐色 (10 YR 4/2)	酸性土層	12b	5b 上層	オリーブ黒 (2.5 YR 4/2)
8	黒褐色 (10 YR 4/2)	砂	13b	5b 下層	オリーブ黒 (5 YR 4/2)
9a	黒褐色 (10 YR 4/2)	砂質土	14b	*	オリーブ黒 (5 YR 4/2)
9b	黒褐色 (10 YR 4/2)	砂質土	15	6 層	オリーブ黒 (5 YR 4/2)
10	3 下層		16	7 層	*

第13図 SD 180溝跡断面図

遺物は各層より出土しており、特に3層からは大量の土器、木製品が出土している。現在整理中のため詳細は後に譲るが、以下主なものについて説明する。昨年度の概報では上層の遺物を中心に図版を作成したため、今年度は下層の遺物を多く取り上げている。

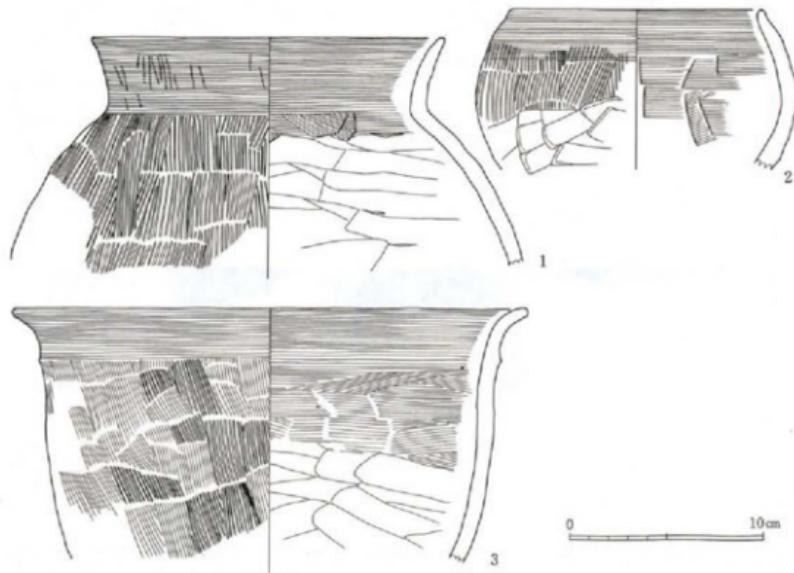
第13図1～9は、内面をヘラミガキ、黒色処理した土師器杯である。形態的には口縁部が直



番号	種別	出土場所	外面の調整	内面の調整	底部	備考	登録No.	図版No.
1	土師器	杯	3下層	口縁部ヨコナラ 体部へラテキズリ	ヘラミガキ	黒色結理	R-60	
2	土師器	杯	5層	口縁部ヨコナラ 体部へ底部へラテキズリ	ヘラミガキ	黒色結理	R-61	
3	土師器	杯	5下層	口縁部ヨコナラ 体部へ底部へラテキズリ	ヘラミガキ	黒色結理	R-56	
4	土師器	杯	7層	口縁部ヨコナラ 体部へ底部へラテキズリ	ヘラミガキ	黒色結理	R-54	
5	土師器	杯	3層	口縁部ヨコナラ 体部へ底部へラテキズリ	ヘラミガキ	黒色結理	R-156	
6	土師器	杯	5上層	口縁部ヨコナラ 体部へラテキズリ	ヘラミガキ	黒色結理	R-65	
7	土師器	杯	7層	口縁部ヨコナラ 体部へラテキズリ	ヘラミガキ	黒色結理	R-122	
8	土師器	杯	3層	口縁部ヨコナラ 体部へラテキズリ	ヘラミガキ	黒色結理	R-123	
9	土師器	杯	5b 上層	ハラミガキ	黒色結理		R-57	
10	土師器	杯	5a 上層	口縁部ヨコナラ 体部へ底部へラテキズリ	ヨコナラ	内面に条線あり	R-4	10-1
11	土師器	杯	3層	口縁部ヨコナラ 体部へラテキズリ	ヨコナラ		R-3	10-2
12	土師器	杯	1層	口縁部ヨコナラ 体部へ底部へオサニス	ヨコナラ	底部ヨコナラ 瓶部ヤサエ	R-62	
13	土師器	高杯	5a 上層	口縁部ヨコナラ 体部へ底部へラテキズリ	ヨコナラ	瓶へこみ付 口縁へハテキズリ 瓶部ヨコナラ	R-53	
14	土師器	高杯	5a 上層	瓶底不明	ヨコナラ	瓶へこみ付 黒色結理 瓶部ヨコナラ	R-51	
15	土師器	高杯	3層	ヨコカナラ	黒色結理 瓶部ヨコナラ	瓶部ヨコナラ 瓶部ヨコナラ	R-59	
16	土師器	高杯	3層	ヨコカナラ 体部へラテキズリ	ヨコナラ	内外面朱塗り	R-119	12-1

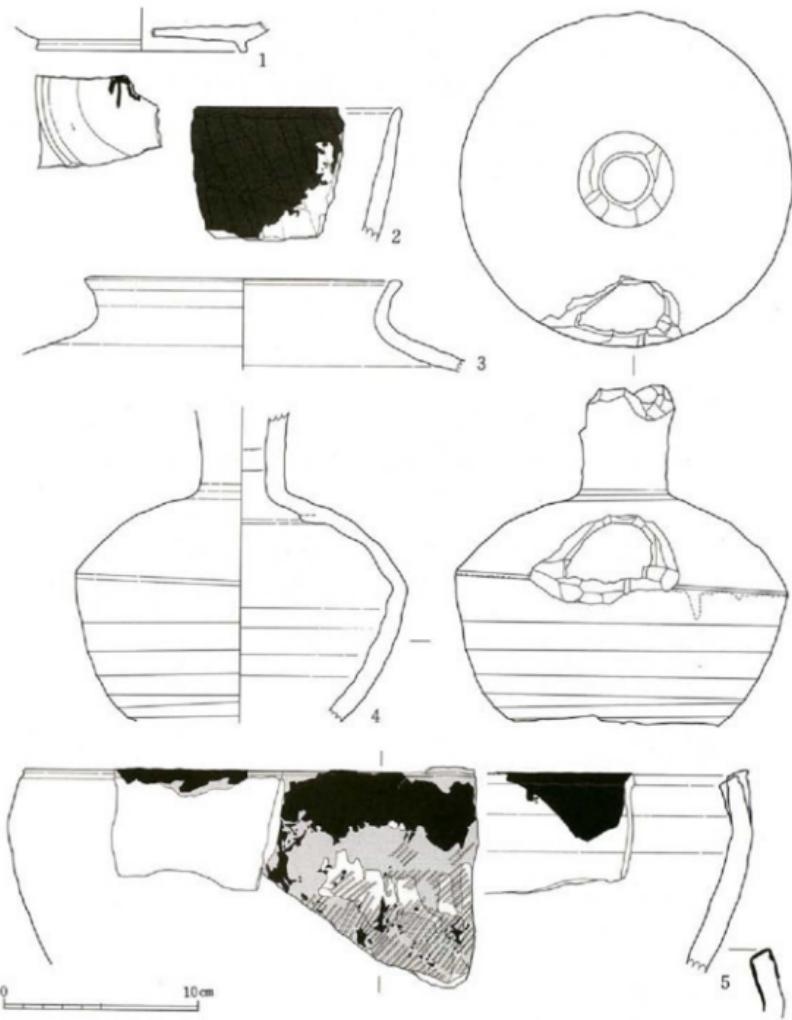
第14図 SD 180 溝溝出土遺物 (1)

線的に外傾する丸底のもの（1～4）、口縁部が直線的に外傾して平底のもの（5）、口縁部が内湾するものの（9）などがある。外面の調整についてみると口縁部をヨコナデ、底部をヘラケズリするもの（1～4・7・8）と口縁部ヨコナデ、体部をヘラケズリした後、体部をヘラミガキするもの（5・6）、体部全体をヘラミガキするもの（9）などがある。形態、器面調整からみて栗圓式の範疇に含まれるものと考えられる。10～12は内面をヨコナデ調整し、ヘラミガキ、黒色処理を施さないものである。外面はいずれも体部を手持ちヘラケズリ、口縁部をヨコナデ調整している。これらは東北地方の土器とは異なる特徴をもつもので、関東地方の土器に類例が求められるものである。13～15は内面をヘラミガキ、黒色処理した土師器高杯である。13、15は杯部の口縁と脚部の端部をヨコナデ調整しており、脚部は縱方向にヘラミガキしている。14は脚部に長方形の透し孔をもつものである。16は内外面丹塗りの高杯である。杯部は口縁部をヨコナデ、底部を横方面に手持ちヘラケズリ、脚部をヨコナデ調整している。第16図2・5は黒漆の付着した須恵器鉢である。5は口縁部の一部を外面へつまみ出し片口をつけている。現在漆は口縁部に多く残存しているが、外面には口縁部から下方に垂れた痕跡が



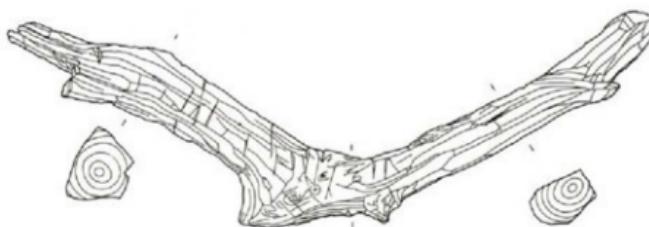
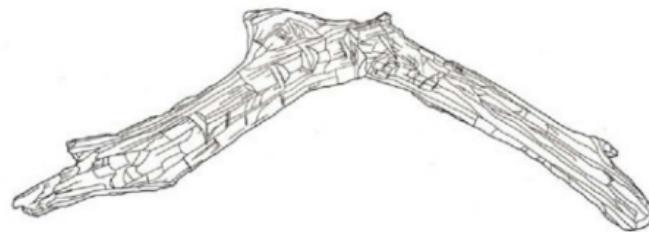
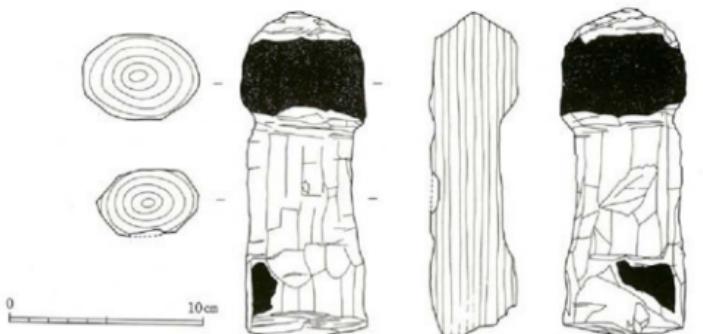
番号	種別	出土位置	外 面 の 調 整	内 面 の 調 整	底 部	備考	登録No.	開拓No.
1	土師器	裏	7層 口縁部・サメ→ヨコナデ 体部・ハメ	口縁部ヨコナデ 基部ヘラナデ 体部ナデ			R-48	
2	土師器	裏	7層 口縁部・サメ→ヨコナデ 体部・ナメ→ナメ	口縁部ヨコナデ 体部ヘラナデ			R-58	10-4
3	土師器	裏	5上層 口縁部・コナデ 体部・ハメ	口縁部ヨコナデ 体部ナデ			R-49	

第15図 SD 180溝跡出土遺物 (2)



番号	種別	出土単位	外面の調整	内面の調整	底部	備考	登録No.	図版No.
1	須恵器高台付杯	I 番		ロクロナギ		周縁封締 唇止め切りへラケヅリ	R-128	
2	須恵器鉢	5b 番	手持ちハラケヅリ	ロクロナギ		底面に墨秀 外周に添付帶	R-134	
3	須恵器盤	3 番	ロクロナギ	ロクロナギ			R-52	
4	須恵器呑頭盤	1 番	ロクロナギ、体下部回転ハラケヅリ	ロクロナギ		質相に穿孔 片口、内外面に添付帶	R-5	
5	須恵器鉢	1 番	ロクロナギ、体下部平行叩き	ロクロナギ			R-2	10-3

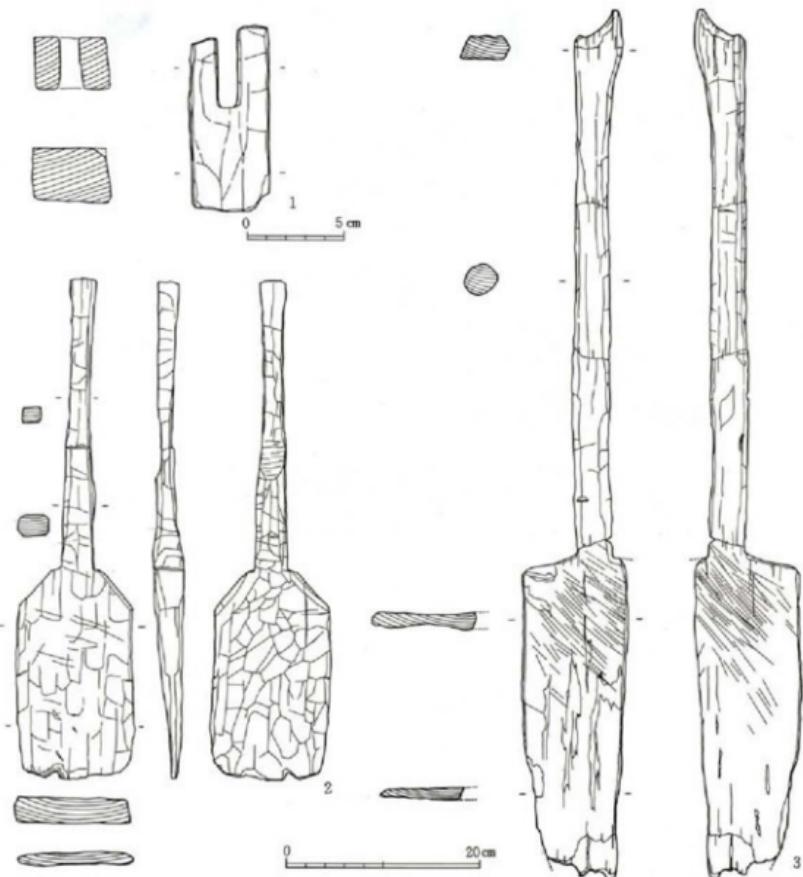
第16図 SD 180 溝跡出土遺物 (3)



番号	種別	出土所	外面の調査	内面の調査	底部	備考	登録No.	閑観%
1	木製物	3層				樹皮を残す 断面全体に細いケズリ	R-6	13-5
2	古木	3層					R-2	13-4

第17図 SD 180 溝跡出土遺物 (4)

残っており、内面も厚い漆膜が途中で割れたような状態を示していることから、本来は厚く付着していた可能性が高い。漆膜は厚い部分で 0.2 cm を計る。4 は須恵器長頸瓶である。口縁部と底部が欠損しており、体部は一ヵ所穿孔されている。第16図 1 はもじり編み用木製錘である。樹皮がついたままの丸太材を素材とし、端部は一方が丸く削り出され、もう一方は平らに削り出している。紐をかける中央部は浅く削り出しただけの簡単に加工されたものである。2 は首



番号	特 別	出土場所	外 面 の 調 整	内 面 の 調 整	底 部	備 考	登録号	出 収 号
1	埋葬部材	3 箱				粗いケズリあり	R-4	13-6
2	灰	3 箱				全体に粗いケズリ	R-7	13-1
3	鉛	3 箱				身の表面に無数の刃物キズあり	R-5	13-2

第18図 SD 180 溝跡出土遺物 (5)

木である。木の股を用い、枝を切り取った山形の幹を素材としている。本体には納穴等は一切見られないが、太い溝状の刻みが數カ所入れられており、紐などを絡める際に用いたものかもしれない。

## (2) SD 5213 溝跡

調査区南半部で発見した南北溝跡である。約21mにわたって検出した。SB 5300・5299・SI 5307住居跡、SX 300道路跡、SD 5215溝跡などと重複しており、SB 5300建物跡より新しいが他のものより古い。規模は上幅1.8m、下幅0.3m、深さ0.6mを計る。方向は北で約30度西に偏しているが、北端部では西に湾曲している。埋土は下層に地山ブロックを多量に含む土が厚く堆積しており、上層は地山粒を含む黄褐色砂質土が主体となっている。遺物は土師器の杯や壺の破片が出土しているが特徴の知れるようなものは少ない。第22図1は1層から出土した土師器甕である。接合しないが器高約19cmと推定される。体部外面をハケメ調整し、口縁部は丁寧にヨコナデ調整している。底部には木葉痕が認められる。

なお、本溝跡は平成元年度に調査したSD 168溝跡と連続するものと見られる。

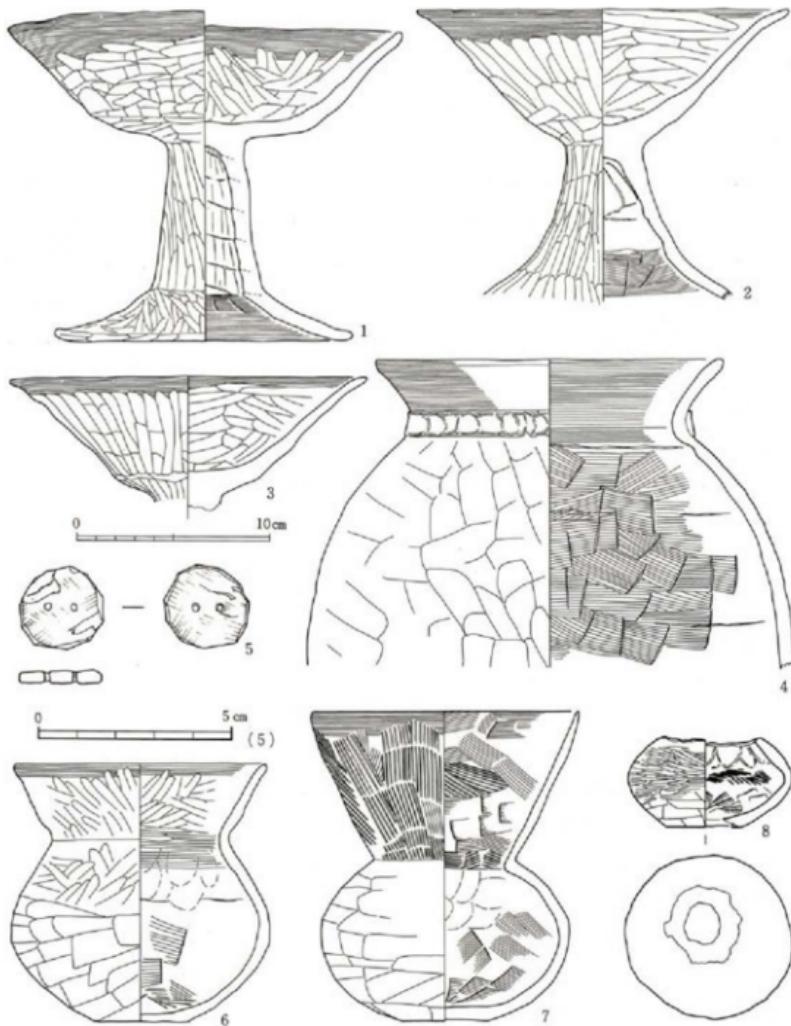


第19図 SD 5213 溝跡断面図

## 7. その他の遺構の遺物、遺構外出土の遺物

ここでは、これまで触ることのできなかった遺構からの出土遺物を図示する。SI 5306住居跡、及びSI 5308住居跡出土遺物ともそれぞれ床面からまとめて出土したものである。いずれの住居跡もカマドを持たないものである。

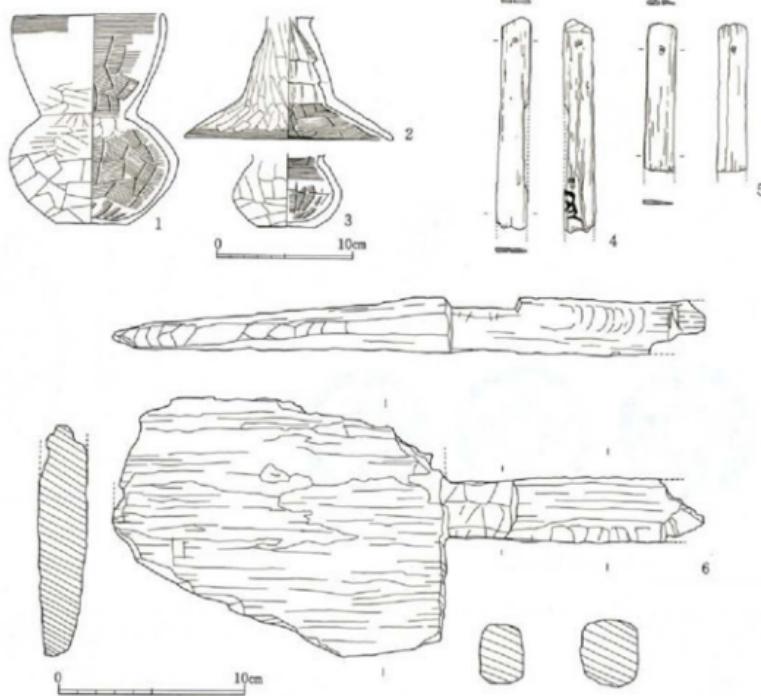
また、表土や堆積層中から、古墳時代から近世にかけての土器、陶磁器、石製品、古銭などの多くの遺物が出土している。古墳時代のものとしては、土師器、石製模造品、石器などが出土している。第22図5は土師器高杯である。台の上に杯をのせたような形態をとっている。本遺跡周辺では類例を見出せないが、宮城県遠田郡小牛田町に所在する山前遺跡大溝跡出土の器台が形態的に類似している。同遺跡の土器は塙釜式に位置づけられている（註3）。奈良・平安時代のものは土師器、須恵器、赤焼き土器などの土器類が大量に出土しており、灰釉・綠釉陶器も数点出土している。2・3は円面碗と見られるものの脚部破片である。4は綠釉陶器皿で高台は角高台であり見込みには圓線がめぐらっている。内面はやや磨耗しているため明確



番号	種別	出土場所	外観の調整	内面の調整	底部	備考	壁錠No	回版%
1	土器基	高杯	1号	板状部ヨリ内側削除、ハサウエー削除	周縁ヨリカットヘラシ、内側セラルヘラナ 底面ヨリカットヘラシ、内側セラルヘラナ		R-34	
2	土器基	高杯	1号	板状部ヨリ内側削除、ハサウエー削除	周縁ヨリカットヘラシ、内側セラルヘラナ		R-35	
3	土器基	高杯	1号	板口縁部ヨリ内側削除、ハサウエー削除	周縁ヨリカットヘラシ、内側セラルヘラナ		R-30	
4	土器基	盤	1号No.30	口縁部ヨリカットヘラシ	周縁ヨリカットヘラシオキ		R-36	
5	伝統陶瓦(瓦丸型)	1号場所	1号	口縁部ヨリカットヘラシ	周縁ヨリカットヘラシ		R-14	
6	土器基	盤	1号	口縁部ヨリカットヘラシ	周縁ヨリカットヘラシ	ヘラケズリ	R-30	
7	土器基	盤	1号	口縁部ヨリカットヘラシ	周縁ヨリカットヘラシ	ヘラケズリ	R-31	
8	土器基	盤	1号	体部ヘラシオキ	体部ヘラシオキ	周縁大きさ差を等化	R-38	0-5

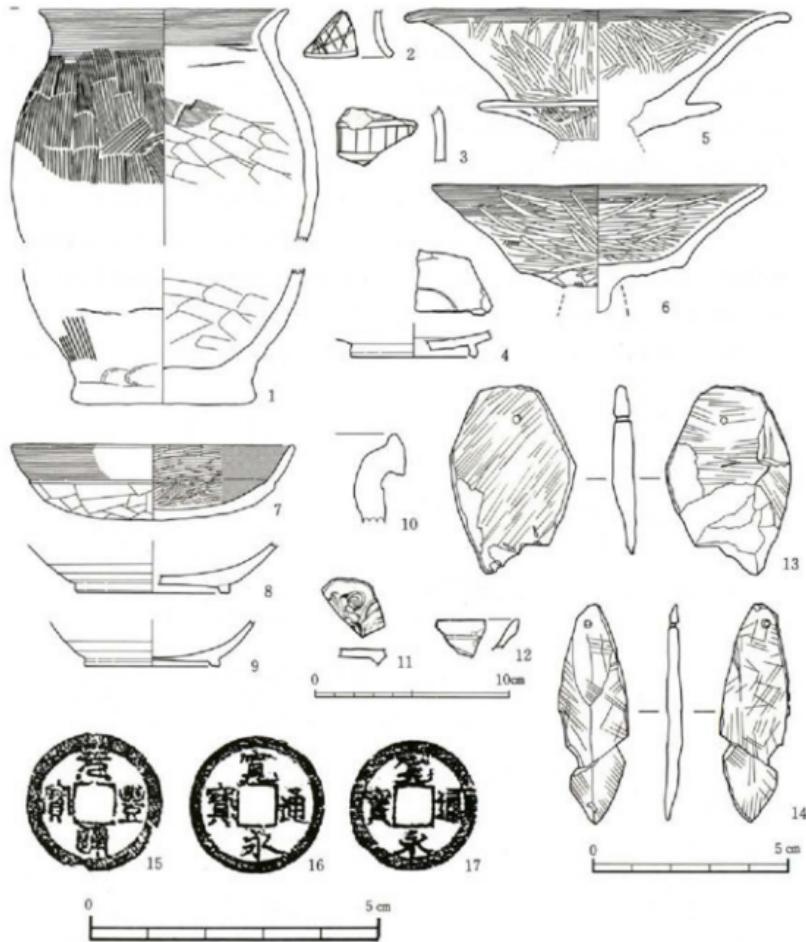
第20図 その他の造構出土の遺物 (SI 5306 住居跡)

ではないが外面はヘラミガキしており、内外全面に黄緑色の縁釉が施されている。素地をヘラミガキしていることや高台の形態から猿投窯製品と考えられる（註4）。9は灰釉陶器碗である。高台は角高台で、内面にのみ灰釉が施されている。体部は回転ヘラケズリで調整されている。これらの特徴から猿投窯黒窓14号窯式に比定される（註5）。この他、内外に灰釉を施した椀や所謂三ヶ月高台を持つ椀なども出土している。第23図は頸部にヘラ書き文字のある須恵器大甕である。ヘラ書き文字は3文字で、3文字目のつくりが欠損しているためやや不安があるが、「江刺郡」ではないかと考えられる（註6）。中世以降の陶磁器としては、無釉陶器、施釉陶器、青磁、白磁、染付などが出土している。10は無釉陶器甕である。口縁端部が上方と下方へ張り出し、縁帯を形成している。胎土は灰白色で、外面は黒褐色を呈している。このような口縁部の特徴をもつものは、現在のところ宮城県内の窯跡からは発見されておらず、14世



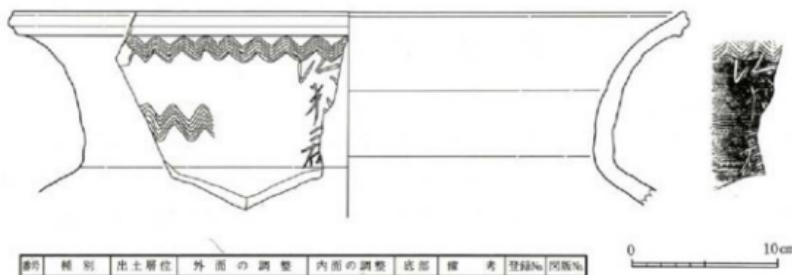
番号	種類・例	出土遺構・層位	外 壁 の 調 整	内 面 の 調 整	底 部	備 考	登録%	回収%
1	土師器 瓢	SI 5308 1層					R-40	9-4
2	土師器 盆	SI 5308 1層					R-1	9-1
3	土師器 盆	SI 5308 2層					R-11	9-1
4	木 箱	SE 5208 Z-1				ヘラケズリ		
5	木 箱	SE 5208 Z-1					R-10	13-3
6	瓶	SE 5208 H-6				模様が美しい	R-1	13-3

第21図 その他の遺構出土の遺物(SI 5308住居跡、SE 5208井戸跡)



番号	種別	出土場所・期江	外 面 の 調 整	内 面 の 調 整	底 部	備 考	登録No	図版No
1	土師器 貝	SD5213 1層	口縁部コナデ、体部ハケメ	口縁部コナデ 体部ヘラナデニア	木葉模		R-125	10-5
2	円筒鏡	E-1	表土				R-153	12-2
3	円筒鏡	(FTR) 表土					R-132	12-3
4	鍛錬陶器 盆	(FTR) 表土	ハラミガキ、縫隙	ハラミガキ (?)、縫隙	回転ヘラケズリ	内面に圓錐あら	R-82	12-5
5	土師器 高杯	(FTR) 表土	口縁部コナデ	ハラミガキ			R-298	
6	土師器 高杯	SI-5211 1層	口縁部コナデ	ハラミガキ	ロトロナダ	ハラミガキ→黑色処理	R-7	
7	土師器 瓶	SX5202 1層	口縁部コナデ ハラケズリ	ハラミガキ	ロトロナダ	ハラミガキ	R-1	11-5
8	三輪陶器 瓶	SD14 1層	口縁部ハラケズリ	ロトロナダ	ロトロナダ	表面部分に合算数が少く	R-48	
9	三輪陶器 瓶	(G-6) 表土	口縁部ハラケズリ	ロトロナダ	ロトロナダ	内面のみ	R-105	
10	三輪陶器 瓶	(FTR) 表土	ロトロナダ	ロトロナダ	ロトロナダ		R-155	12-17
11	染付 盆	(FTR) 表土	ロトロナダ	ロトロナダ	ロトロナダ		R-151	12-21
12	白 磁 瓶	(FTR) 表土		ロトロナダ	ロトロナダ		R-139	
13	石割鏡底(深物)	SI-5226 1層					R-147	
14	石割鏡底(斜物)	(FTR) 表土						

第22図 その他の遺構出土の遺物、遺構外出土の遺物 (1)



第23図 遺構外出土の遺物（2）

紀前半の常滑産製品に類似している（註7）。無釉陶器はこの他にも甕の体部破片が数点出土しており、中には長格子の押印の施されているものも出土している。（図版12-23）。青磁は外面に蓮弁文が陽刻された椀の体部破片が1点、白磁は椀の口縁部破片と椀の体部破片がそれぞれ1点出土している。第22図12は口縁部を玉縁にした白磁碗である。全体に薄手であり、玉縁も小ぶりであることから9～10世紀の製品と考えられる（註8）。11は染付磁器皿である。施釉陶器は皿が1点出土している。高台は低く全面に灰釉を施している。瀬戸・美濃窯の16世紀代の製品と見られる（註9）。

（註3）宮城県教育委員会「朽木横穴古墳群 宮前遺跡」1983年

（註4）前川 要「平安時代における綠釉陶器の編年的研究」『古代文化』第41巻第5号 1989年

（註5）斎藤孝正「猿投窯における灰釉陶の展開」『月刊考古学ジャーナル』No.211 1982年

（註6）江刺郡は現在の岩手県江刺市を含む地域に置かれた郡で、文献上の初見は『統日本後紀』承和8年（841）3月2日条である。しかし、その成立はもっと早く、胆沢城の設置された延暦21年（802）からまもない時期であろうと考えられている。なお、江刺市には、このような大甕を生産した瀬谷子窯跡があり、年代は9～11世紀頃に位置づけられている。

（註7）赤羽一郎「常滑焼一世窯の様相」1984

（註8）奈良県立橿原考古学研究所附属博物館「奈良・平安の中国陶磁－西日本出土品を中心として－」1984

（註9）伊藤嘉章「瀬戸・美濃窯における大窯生産」『岐阜市歴史博物館研究紀要』2 1988

### III まとめ

#### (1) 古墳時代

調査区南半部において竪穴住居跡11棟、土壙1基を発見した。この内竪穴住居跡4棟と土壙1基からは比較的完成品に近い土師器がまとまって出土している。これらの土器の形態的特徴についてみると、高杯には丸味を帯びて外傾するもの（A類）と杯部下端が強く屈曲するものの（B類）があり、脚部は付け根から据にかけて円錐状に開くもの（I類）と上部が円錐台状をなし下位が外側へ開くもの（II類）とがみられる。円窓のあるものは出土していない。杯は器高が高く、体部がやや丸味をもって外傾し、口縁部が外傾するものが1点のみ出土している。壺は法量的に三種類認められる。大型品と小型品については全容の知れるものはないが、中型品については、口縁部と体部の比率が1：1になるもの（A類）と、1：2になるもの（B類）とがある。甕はすべて球状の胴部をもつものもある。また、口縁部のほとんどのものが単純口縁であるが、退化した複合口縁をもつものもある。また頸部に粘土紐を貼り付け、指で押圧して装飾したものも1点出土している。これらの形態的特徴をもった土器は、各住居跡で共伴しており、同時期のものととらえられる。これらの土器は従来の型式にあてはめると南小泉式に属するものであり、この時期の土器群を段階的にまとめた丹羽茂氏の編年によれば南小泉式の中でも古い段階に位置付けている「山王遺跡3号遺構」出土資料に類似している（註10）。

この時期の遺構としては、平成2年度の調査において発見されたSX230遺物包含層、SX5123土壙などがあげられる。SX230は微高地の北斜面に形成されたゴミ捨て場と考えられる遺構であり、東西約13m、南北約9mの範囲に及んでいる。SX230の南側では遺物を大量に含んだSX5123など性格不明な不整形の落ち込みを数基発見したのみで住居跡は発見できなかったが（註11）、今回SX230の南東にあたる地点を調査した結果多くの竪穴住居跡を発見し、住居群とゴミ捨て場との位置関係を把握できたことは大きな成果といえよう。住居跡には、主軸方向がほぼ真北を向くグループと、やや西に傾くグループとが存在するが、先に述べたように時期的にはほとんど差がないと見ているが、同時期に存在した住居が同方位をとっていたことは十分に考えられよう。また、これらの住居跡ではカマドが設けられているものは全く発見できなかった。そのかわり、焼土面の存在から炉と推定したものが各住居跡で発見されている。しかしこれについても、石匂いなどの施設を伴ったものではないこと、しかも住居中央からかなり離れた位置にあることから「炉」と断定できるか否かの疑問は残る。各住居跡の埋土は削平されているものを除き、すべて地山と同じ黄褐色砂質土によって埋まっている。中には粗砂の堆積しているものも見られる。このことは、本遺跡の立地する微高地周辺において中期から

後期にかけて進行したとみられる沖積作用と如何なる関係にあるのか興味深い問題である。

古墳時代中期の遺構は、本遺跡内の西町浦・東町浦など各地区で発見されており、今回の調査地点から南へ約350mの地点においてもその存在が知られている（註12）。西町浦地区では竪穴住居跡2棟と土器や玉類が多く出土した細長い土壙などが発見されている。住居跡は残存状況が悪く削平されているものもあった可能性が高い。東町浦地区では遺物が多く出土した細長い土壙が発見されており、豪族居館の可能性も指摘されている（註13）。今回調査した八幡地区の遺構は現時点では竪穴住居を中心に構成されていると見られることから、西町浦・東町浦地区の遺構とは大きく様相が異なっていると言えよう。遺物についてみても、本調査区ではほとんど出土していない須恵器が西町浦・東町浦両地区からは計14点出土していることも、それは無関係ではないであろう。

SD 180溝跡は、昨年度の概報で「埋土の下層から栗団式に属する土師器や須恵器の残が出土しており、年代の上限が奈良時代以前に遡る可能性がある」と捉えた遺構である。今回の調査で第4～7層などから出土する土師器杯には体部外面の段が明瞭なものが多く見られ、栗団式と捉えることに無理はない。周辺には該期の遺構はほとんど発見されておらず、混入の可能性はないと言えている。また、昨年度出土した漆紙文書2点について分析が終了し、第1号漆紙文書（戸口損益帳草案）は740～749年、第2号漆紙文書は763年のものと判明した（本書に収録した平川氏報告を参照）。第1号漆紙文書は第13図第3層に、第2号漆紙文書は第2層に対応する層からの出土であり、これらと一緒に出土した土器についてはそれぞれ文書と同じかそれより新しい年代を与えることができるであろう。該期の土器について実年代を付与できることは大きな成果と言えるが、現在資料整理中であり、昨年度の出土品及び瓦などを含めて検討した上で改めて論じる予定である。

## （2）奈良・平安時代

奈良時代の遺構としては SD 180溝跡、SE 5247井戸跡などを調査した。何らかの区画施設と見られる SA5226材木列跡もこの時期に属する可能性が高いが明瞭でない。

この時期の土器が大量に出土した SD 180溝跡出土土器の中に第16図2・5のように漆の付着したものが見られることに注目したい。昨年度の出土品の中にも内面全体に漆の付着した広口壺が発見されており（註14）、国立歴史民俗博物館の永嶋正春氏によれば漆の運搬容器ではなく、現地において「くろめ」などの精製作業に用いたものであろうという。漆紙文書という漆塗の作業によって生じる遺物の出土や、昨年度 SE 5021井戸跡から出土した木筒が漆塗りの作業に係わる内容をもっている（註15）ことなども考え併せれば、今回の調査区あるいはその周辺に漆工房の存在した可能性がある。

平安時代の遺構としては道路跡と多くの掘立柱建物跡、井戸跡などがある。掘立柱建物跡は

道路跡と重複するものがなく、道路を意識して建てられたと考えられる。建物跡の主軸方向は必ずしも統一的でないが、SB 5297の東側柱列と SB 5290の東妻、また SB 5298の西妻と SB 5222の東側柱列のように柱筋をほぼ揃えているものも見られる。

道路跡は、これまでに発見していた SX 300 東西道路跡に東側延長部分を検出し、調査区東端部で SX 700、SX 5340 南北道路跡との交差点を発見した。SX 5340南北道路と平成2年度に検出した SX 5150南北道路との距離は SX 5150の東側溝 SD 5078 Dと SX 5340の西側溝 SD 5284 Dとの心々で測ると約110m（約1町）である。

(註10) 註3と同じ。

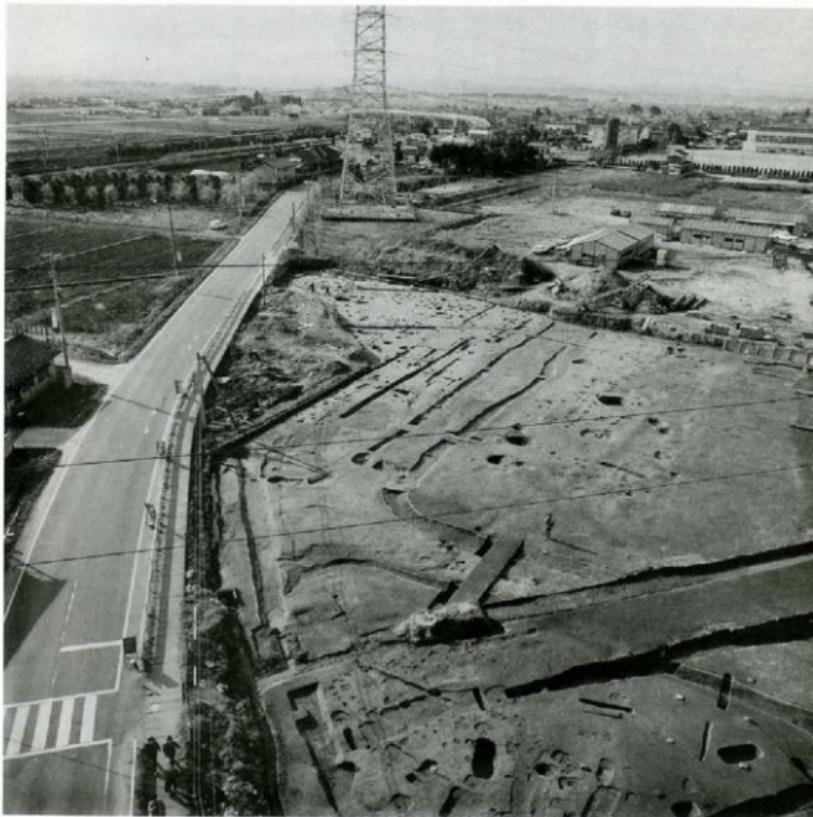
(註11) 平成2年度の調査区南東隅で発見したIVa層は遺物包含層ととらえていたが、今年度調査した古墳時代中期の竪穴住居跡の埋土と非常に類似しており竪穴住居跡の一部であった可能性が高い。

(註12) 平成元年度の立ち合い調査で溝状の落ち込みを発見した（本書第1図のⅢ地点）。未報告。

(註13) 註3と同じ。

(註14) 多賀城市埋蔵文化財調査センター「山王遺跡—第10次発掘調査概報（仙塩道路建設に伴う八幡地区調査）—」1991 同書第19図8。

(註15) 本書所収 平川 南「山王遺跡出土の漆紙文書および木簡」参照。



図版1 上：調査区遠景（西より）

下：調査区近景（東より）



図版2

上：調査区南半部

中：SI 5288B 住居跡(北より)

下：SI 5288A 住居跡(北より)



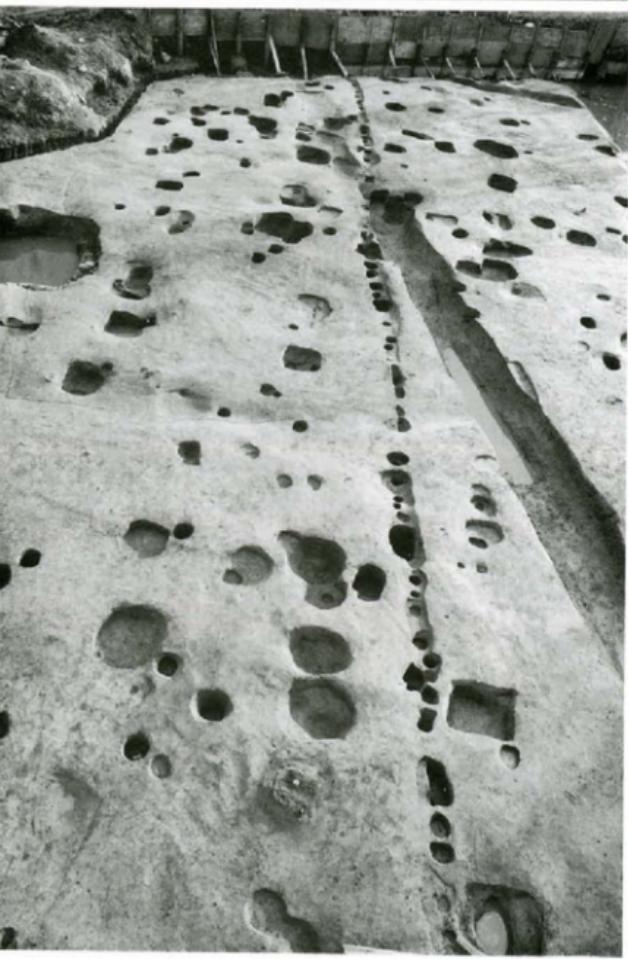
図版 3

上：SI 5288B 住居跡主柱

中：SI 5287住居跡、SB

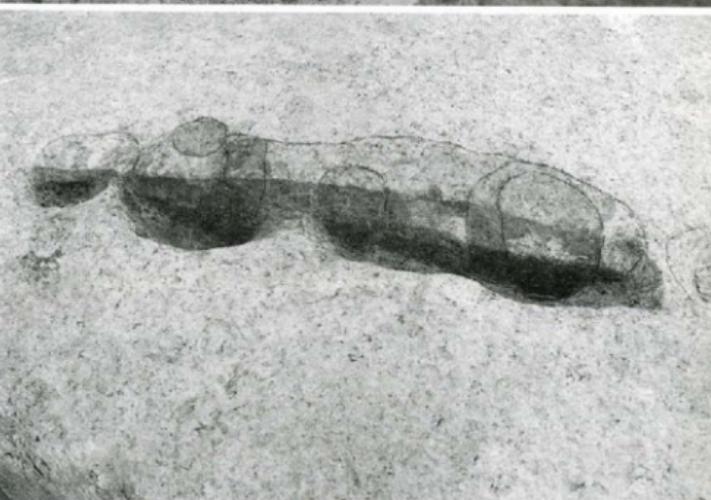
5300建物跡（北より）

下：同上 （東より）



図版4

上：SB 5222建物跡（北より）  
下：SA 5226材木列跡（北より）

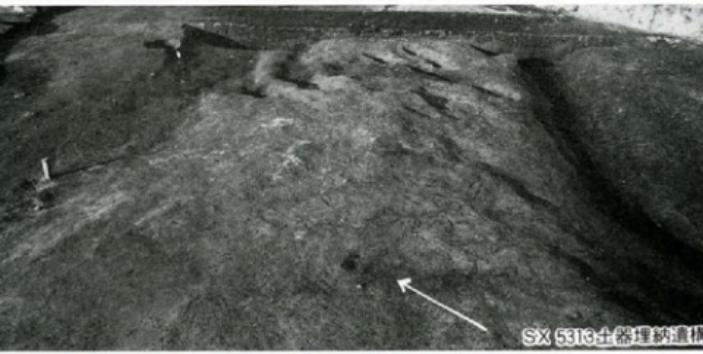


圖版 5

上：SA 5266材木列跡柱痕跡

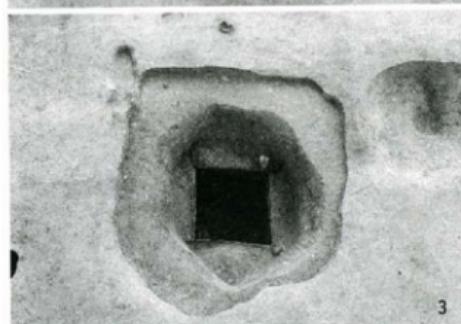
中：同 上

下：SD 180溝跡埋土堆積狀況



図版 6

上 : SX 300・700 道路跡  
中 : SX 700 南北道路跡(南より)  
下 : SX 5313 土器埋納遺構



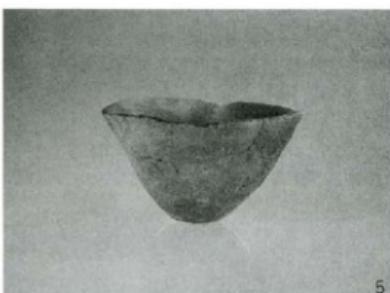
図版7

- 1 SE 5239井戸跡抜き取り穴
- 2 同上 井戸側
- 3 同上 全景
- 4 SE 5247井戸跡遺物出土状況
- 5 同上 全景
- 6 SB 5300建物跡柱穴  
(北側柱列西から1間目)
- 7 同上 (北東隅)
- 8 調査区東部住居跡群(西より)





1



5



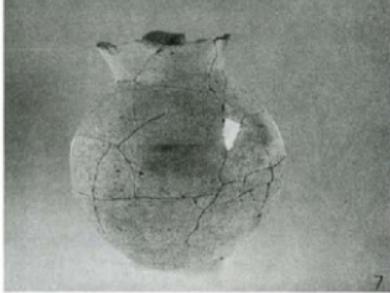
2



6

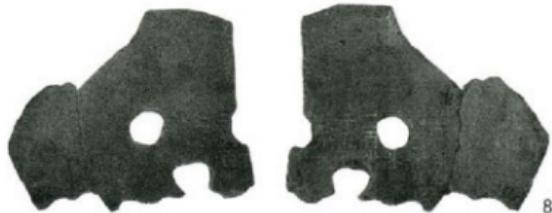
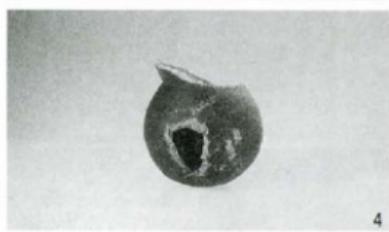


3



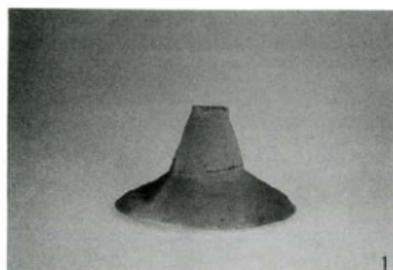
7

4



8

1.3.5.7 SI 5287  
2.4.6.8 SI 5288B



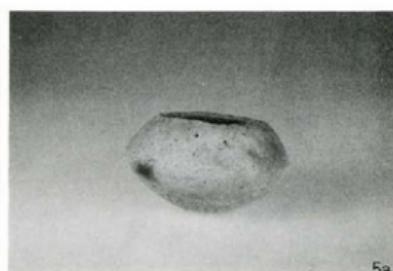
1



4



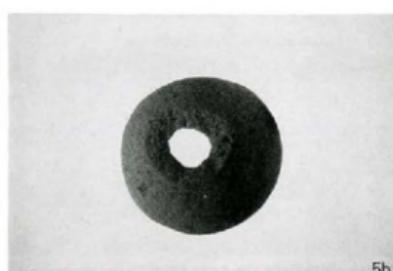
2



5a



3



5b



6



7



10



11



12



13



14



15



8



9



16



17



18



19



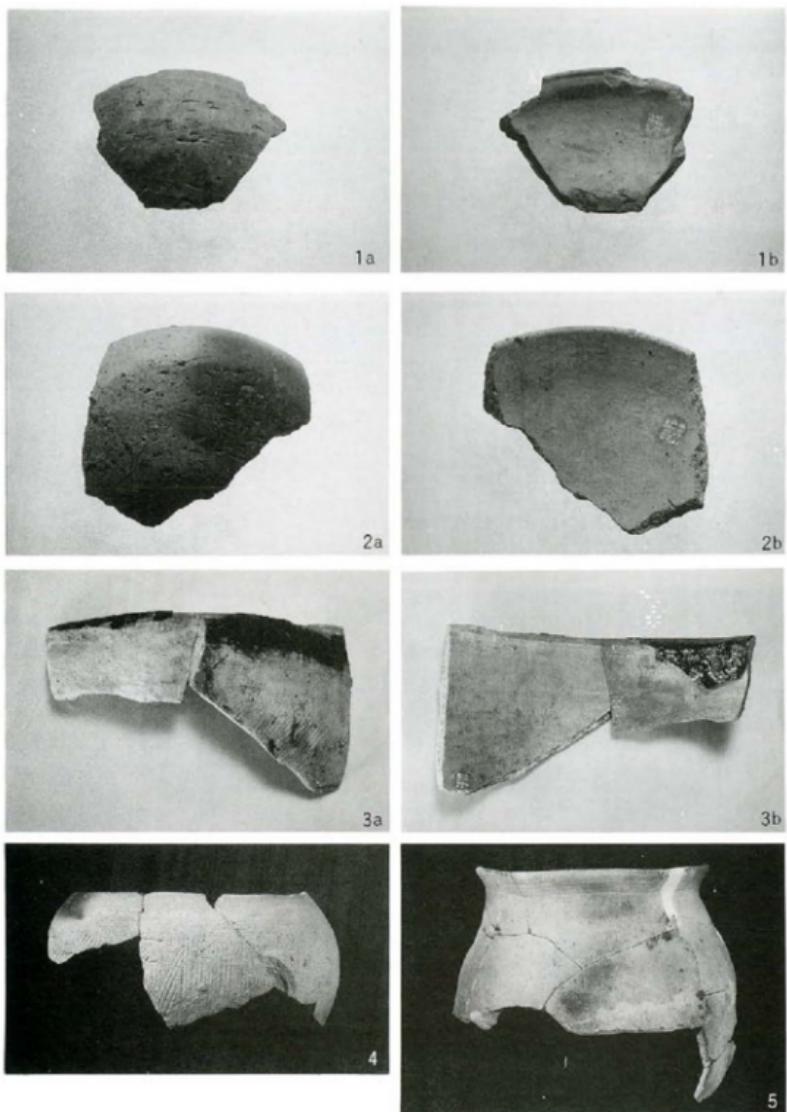
20



21

1.4 SI 5308 14~16 SI 5287  
2.3.5.19 SI 5306 20 SI 5309  
10 SI 5266 他、表土その他出土

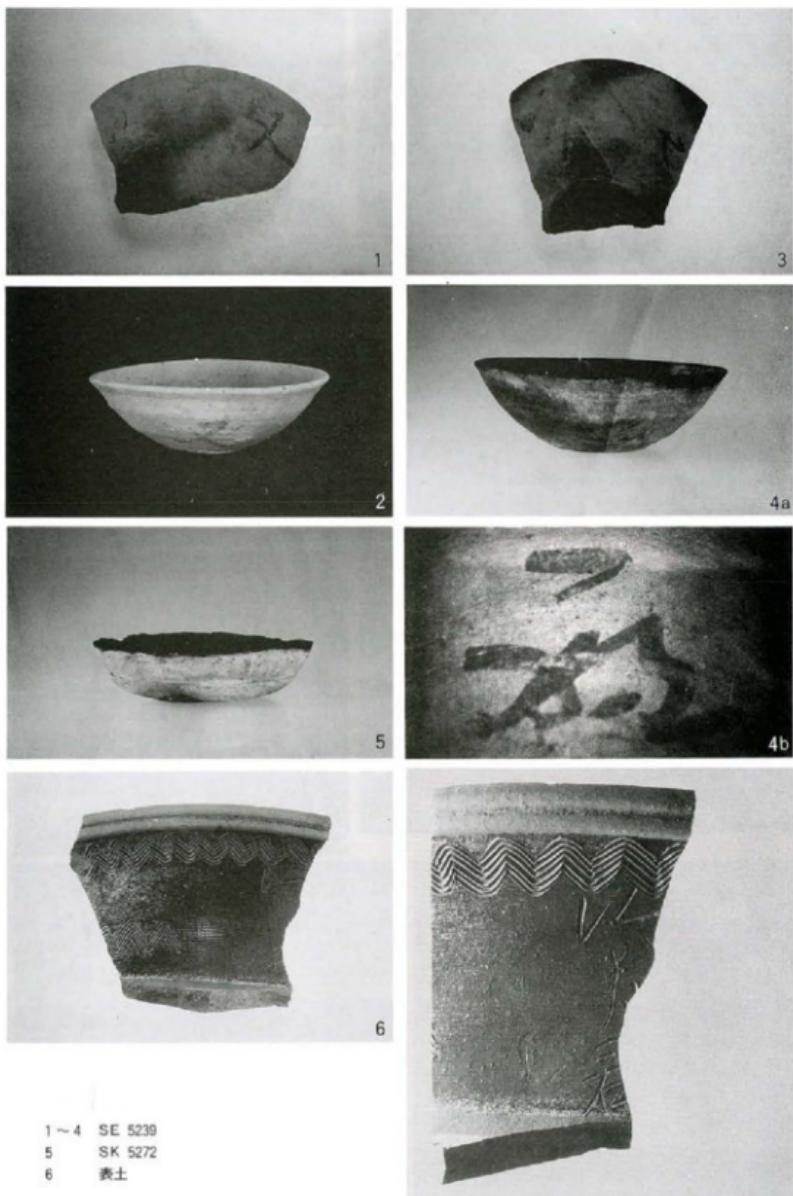
図版9 出土遺物



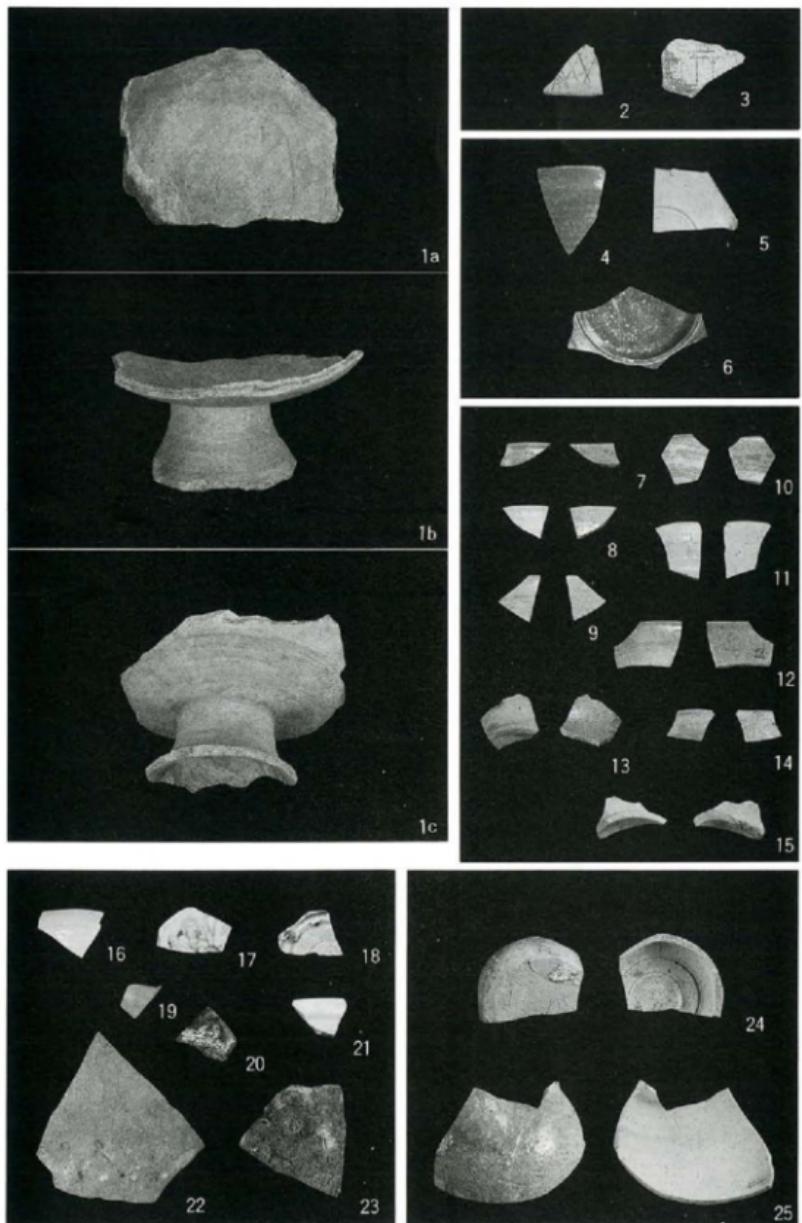
1 ~ 4 SD 180

5 SD 5213

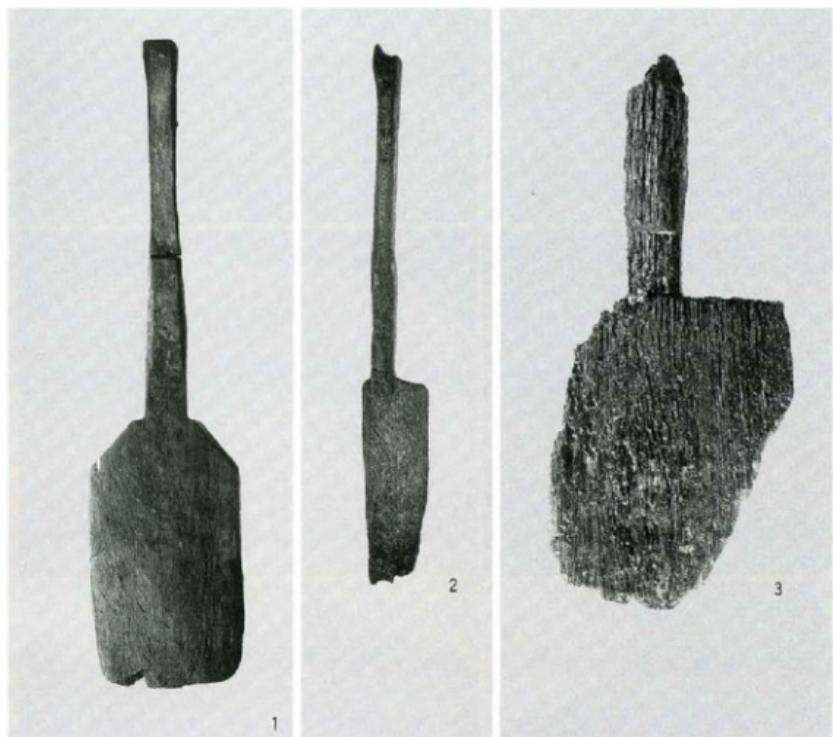
図版10 出土遺物



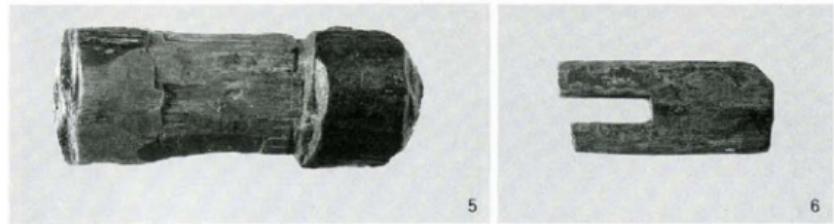
1～4 SE 5239  
5 SK 5272  
6 表土



圖版12 出土遺物



1,2,4~6 SD 180  
3 SE 5208



図版13 出土遺物



粗いミガキ(第8図2) 1



粗いミガキ(第8図2) 2



粗いミガキ(第8図3) 3



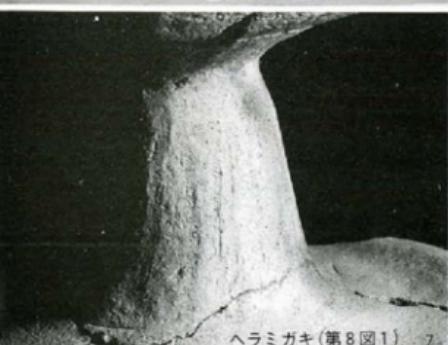
ヘラナテ(第8図3) 4



粗いミガキ(第21図2) 5



ヘラナテ(第21図2) 6



ヘラミガキ(第8図1) 7



ハケメ(第20図7) 8

# 山王遺跡出土の漆紙文書および木簡

國立歴史民俗博物館

平  
川

南

# 第一号漆紙文書（SD一八〇溝跡出土）

## 一、形状

本文書は破損が著しく、当初十数片であつたものを接合した結果、最終的には直接接合しない六断簡（a-f）からなることが明らかになった。残存した漆紙の形状等から推定して、径約一六センチで復元を試みた。その六断簡を合わせた大きさは円形のふた紙のおおよそ二分の一程度に相当すると考えられる。本断簡は表裏に文字を確認できるが、周辺部の漆の厚く付着した部分ではその漆面とは反対の面（オモテ面）で、表文字と左文字を重なった状態で解読するほかない。

## 二、証文

（漆面）

a 断簡

（オモテ面）

a 断簡

〔七カ〕

年卅□

□ 麻呂年

子マ麻萬萬年

□

戸□  
〔興または奥カ〕

弟君子マ足麻

得年升四

年十九

年十七

年冊七

陸奥國□  
〔菊カ〕

□伴  
〔大カ〕

□七

b 断簡

白髮マ

b 断簡

文字なし

c 断簡

刀自女

c 断簡

□財  
〔女カ〕  
マ刀

d 斷簡

×君子マ□

□件□人従□麻呂来

戸里戸主神人マ千□

d 斷簡

□王敬

〔清カ〕  
□王敬

e 斷簡

件二人従

e 断簡

□知□

□行□

e 断簡

□

×□國人×

### 三、内 容

(漆面)

この面は漆が全面に薄く付着しているので、墨痕はほぼ完全に保護された状態といえる。

本文書は人名を列記し、その後に続けて

×件□人從□麻呂来×

×戸里戸主神人マ千×

とあるが(図1)、これは正倉院文書中の和銅元年(七〇八)「陸奥国戸口損益帳」にみえる

次乎刀自年十 小女 上件六人忍從移來

戸主大田部赤麻呂年廿五正丁太寶二年籍郡内郡上里戸主大田部伊須伎戸戸主子今為戸主全戸移來(図2)などと極めて類似した記載であることがわかる。文字の大きさも帳簿様の方約〇・五センチぐらいである。

六乎刀自年十 小女 上件六人忍從移來

全大田部赤麻呂年廿五正丁太寶二年籍郡内郡上里戸主大田部伊須伎戸主子今為戸主全戸移來

また、本文書が男女順の戸口配列法をとっている点も「陸奥国戸口損益帳」と共通している(図3)。

年卅七

(男)

□麻呂年

(男)

□麻呂年

(男)



図1 d 断簡(漆面一部分)

図2 陸奥国戸口損益帳  
(正倉院文書一部分)

子マ麻萬種年 (男)  
 弟君子マ足麻 (男)  
 得年廿四  
 年十九 (男)  
 年十七 (男)  
 年卅七 (女)  
 □七 (女)

一方、筆運びの速い書体、墨界線のないこと、および行間を  
 ほとんどとらず、しかも部の表記は「マ」とあることなどから  
 判断すると、中央へ提出する正文またはその控ではなく、その  
 正文作成のための下書きすなわち草案であると思われる。従つ  
 て本文書は「陸奥国戸口損益帳草案」と呼ぶべき性格の帳簿と  
 みてよいであろう。

戸口損益帳とは、戸籍の作成事務に非常に関係の深い文書で、  
 前年籍との戸の異動—移住・死亡など—を記載した帳簿である。  
 本文中にみえる「戸里」は、里制または郷里制下の表記と  
 考えられ、本文書の年代の下限を郷里制廃止の天平十二年(七四  
 ○)とみることができる。その点、人名のウジ名「君子マ」は  
 天平宝字元年(七五七)三月以前の表記(吉美侯部きらに吉弥  
 侯部に改められる)であり、「白髮部」も同様に延暦四年(七八

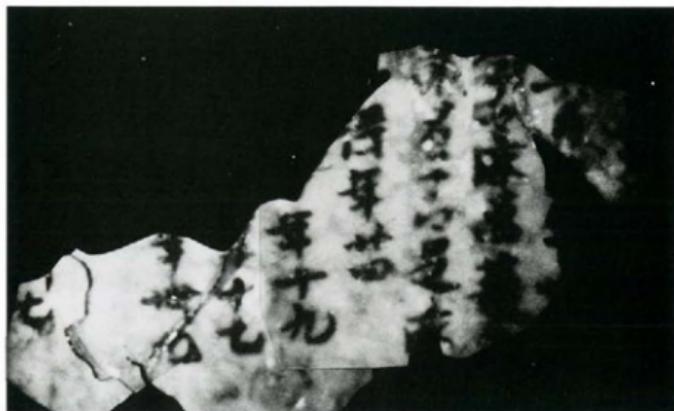


図3 a 断簡 (漆面)

五)以前の表記(真髪部に改められる)で、上記の下限年代と矛盾しない。

(オモテ面)

もう一つの文書は公文の草案の廃棄後にその紙背を利用したものと一応判断できるであろう。紙背文書は、文字の大きさ(方約一・一センチ)や行間(行の心間隔約一・五センチ)などから判断して、通常の文書とみられる。しかし、欠損の多い断簡からはその性格を推定することはむずかしい。

ただ、二つの固有名詞について解説しておきたい。

「清王敬×」(図4)は、東大寺の盧舍那仏建立に際して、陸奥国から黄金九百両を貢献したことで有名な百濟王敬福(当時陸奥守)とみて間違いないであろう。

もう一つの「陸奥國×」(図5)は、四字目の「列」が「前」にも似た書体であるが、「列」とすべきであろう。「列」とすれば陸奥国薊田郡を意味すると推定できるであろう。薊田郡は『続日本紀』養老五年(七二二)十月戊子条(十四日)に「令陸奥国分柴田郡二郷置薊田郡」とみえ、その建郡が養老五年であることが明らかである。



図4 d 断簡(オモテ面一部分)



図5 a 断簡(オモテ面一部分)

さて、本文書は陸奥国府の置かれた多賀城と密接に関連する遺跡から出土したものである。ここにみえる「百済王敬福」の存在によってほぼ上限が決められるであろう。すなわち百済王敬福（六九八～七六六）が陸奥国に関わるのは、陸奥介と陸奥守時代である。百済王敬福は正倉院文書中の天平十年所収（続々修二十四帙五裏、「大日本古文書」卷二十四補遺一）の「上階官人歴名」（これを大間書とすべきであるという見解あり）に「陸奥介百済敬福」とみえる。そこに記された四三名のうち「大養徳守藤原広嗣兼式部卿」と「遠江守百済王孝忠」については、「続日本紀」天平十年四月庚申（二十二日）条によれば、

從五位下藤原朝臣広嗣為大養徳守

從五位下百済王孝忠為遠江守

とみえる。百済王敬福の場合、「続日本紀」には陸奥介の任官記事はないが、天平十五年には陸奥守に任せられていることからすれば、任限五年を考えて天平十年を介の任官時期とみてよいであろう。

百済王敬福は天平十年陸奥介に、天平十五年に陸奥守、天平十八年四月に上総守に一旦任せられたが、同年九月には陸奥守に再任され、天平勝宝二年に宮内卿となり、陸奥国を離れている。従つて、敬福は天平十年（七三八）から天平勝宝元年（七四九）まで（ただし天平十八年四月から八月まで上総守）、陸奥国に関わったとみてよい。

#### 四、文書の年代推定

本文書は、まず文書の性格が戸口損益帳と考えられることから、籍年作成とみられる。しかもこの文書は本文中に「□戸里」の表記があり、紙背文書が天平十年以降（「陸奥国荘（田郡）」の記述は養老五年（七二二）以降を示す）と判断できることから、郷里制（靈龜元年（七一五）～天平十二年（七四〇））下の戸籍との損益を問題としているのである。また、本文書が戸口損益帳の草案とすれば、その長期にわたる保存はあまり想定しなくともよいであろう。本来、草案は正文ができれば不用なものとなる。おそらく、籍年からまもない時期か、最長でも次籍年の際の廃棄とみて差し支えないよう

な性格のものといえよう。その点から、まず本戸口損益帳が神龜四年籍に伴う可能性を打ち消すことができるであろう。また、岸俊男氏によれば、郷里制廃止の実行された期日は天平十一年十一月十一日から翌十二年六月までの間であると推考されている（「古代村落と郷里制」『日本古代籍帳の研究』所収、一九六三年）。従って、天平五年籍または天平十二年籍の可能性が最も強く、天平十八年籍の可能性は少ないであろう。

一方、紙背文書の年代はおのずと天平十二年（七四〇）以降、天平勝宝元年（七四九）までの約一〇年間に限定されるであります。さきにも述べたように、陸奥国戸口損益帳が草案であるとすれば、天平五年籍または天平十二年籍作成後まもなく廢棄された可能性が強いので、紙背文書は「百済王敬福」が陸奥介時代のものと考えることが穩当であろう。

## 五、意義

一、戸口損益帳とは、戸籍作成にあたり、前年籍との戸口の異動を記したもので、戸籍と密接に関連した帳簿として中央戸籍とともに提出された。本文書はその帳簿作成のための下書きのような性格－草案と考えられる。

二、現存する戸口損益帳は、奈良・正倉院に保存されている和銅元年（七〇八）陸奥国戸口損益帳と天平五年（七三三）右京戸口損益帳の一通のみで、ともに小さな断簡である。出土資料としては全国で初めての発見である。

三、紙背文書にみえる「百済王敬福」は、天平末年に東大寺盧舍那仏造営の際、陸奥守として陸奥国から黄金九百両を貢献し、国家的大慶事と称賛されたことで有名な人物である。百済王一族は、名前のとおり朝鮮半島に栄えた百済國（六六〇年滅<sup>1)</sup>）の王族の子孫として、当時の中央政界で大きな勢力を有していた。しかも百済王は敬福をはじめとして、数多くの人物が陸奥・出羽両国の国司や鎮守府の高官に任せられていることも、注目すべき事実である（表1参照）。

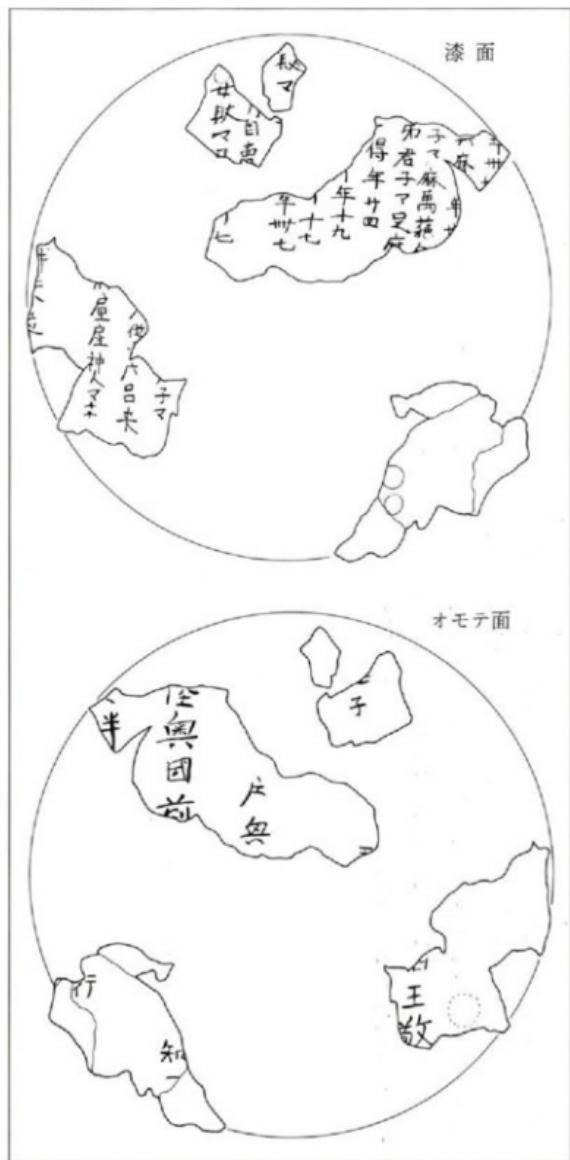
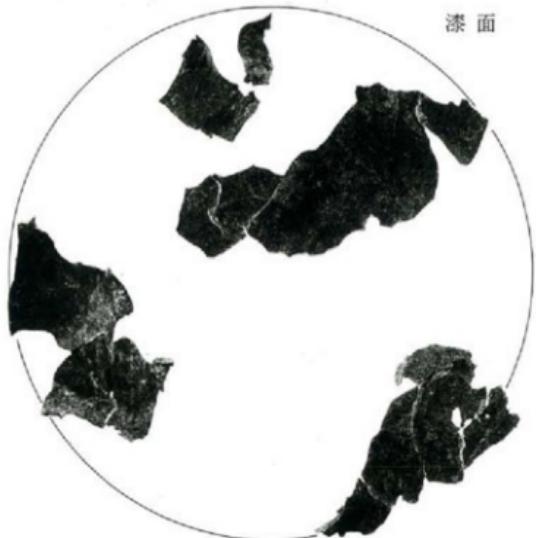


図6 第1号漆紙文書復原図

漆面



オモテ面

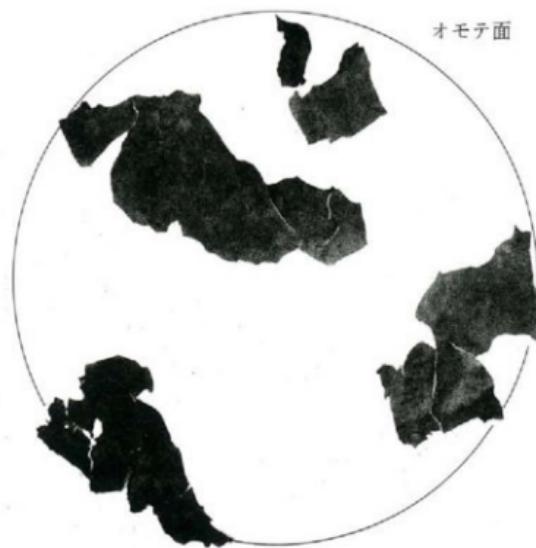


図7 第1号漆紙文書

漆面



a 断簡

b 断簡

c 断簡

d 断簡

図8 第1号漆紙文書一漆面一 (赤外線テレビ写真)

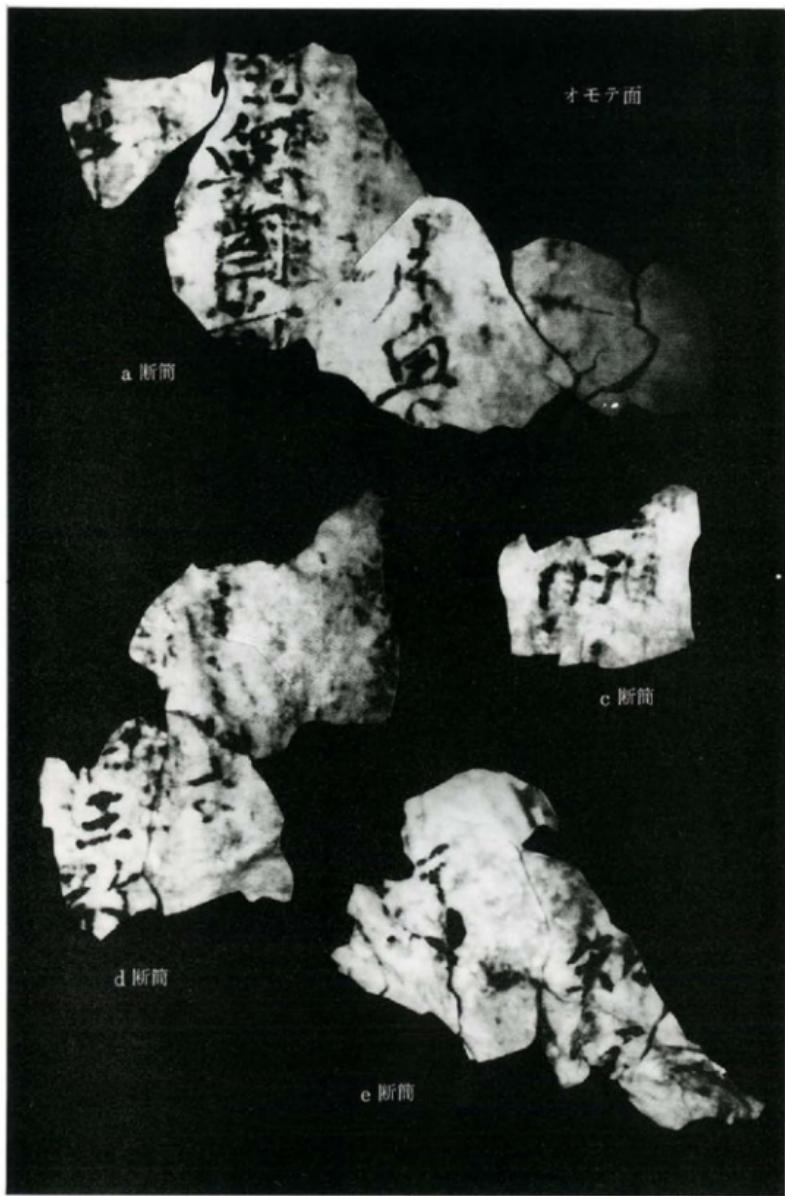


図9 第1号漆紙文書—オモテ面—（赤外線テレビ写真）

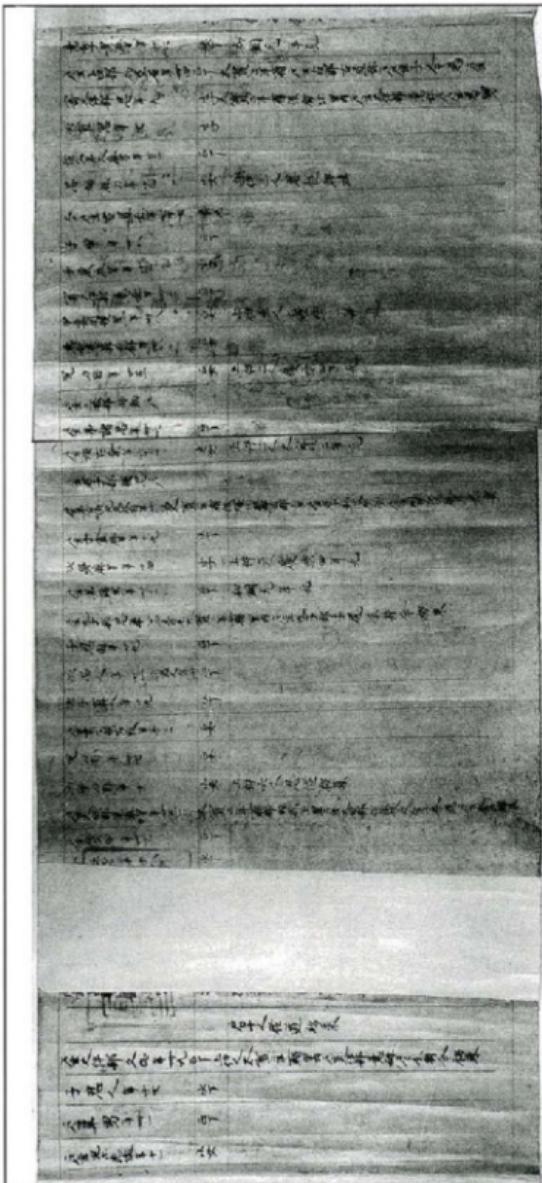


図10 陸奥国戸口損益帳（正倉院文書一宮内庁正倉院事務所提供）

## 第一号漆紙文書（SD一八〇溝跡出土）

### 一、形 状

本漆紙文書は、現状では二紙重なっている。全体的に漆の付着が厚く、ものの状態は安定している。漆が付着した面に文字が確認される。なお、この面の紙背にも一部で文字が認められるので、紙背文書の存在は確かである。現状でほぼ円形を呈し、“ふた紙”的状態を保ち、最大径約一四センチを測る。

### 二、釈 文

下弦

歳 ×

歳前 ×

×酉火執  
×戌木破

×亥木危

×庚子土成

×土収

歳前 ×

歳前 ×

×酉火執  
×戌木破

×亥木危

×庚子土成

×土収

×金開

土王

歲前血×

×閏

歲前×

×氣北行

天道×

人×

### 三、具注暦とその遺存例

この漆紙文書は「具注暦」断簡である。具注暦とは、暦面を上・中・下の三段に分けて暦日の下に日の吉凶・禍福などの暦注を具備した暦のことである。

わが国における具注暦の変遷は次の通りである。

元嘉暦

持統六年（六九二）

儀鳳暦

天平宝字七年（七六二）

大衍暦

天安二年（八五八）

## 五紀曆

貞觀四年（八六二）

## 宣明曆

貞享元年（一六八四）

また、現存する八・九世紀の具注曆は次の通りである。

年 代	西 暦	曆名	種 類	遺 跡 (所在地)
1 神龜六年曆	七二九	儀鳳曆	木簡	城山遺跡（静岡県浜名郡）
2 天平十八年曆	七四六		正倉院文書	
3 天平二十一年曆	七四九			
4 天平勝宝八年曆	七五六			
5 天平勝宝九年曆	七五七	漆紙文書		武藏台遺跡（府中市）
6 天平宝字二年曆	七五九			秋田城跡（秋田市）
7 寶龜十一年曆	七八〇	大衍曆		多賀城跡（多賀城市）
8 延暦九年曆	七九〇			廣の子C遺跡（石岡市）
9 延暦二十二・三年曆	八〇三・四			胆沢城跡（水沢市）
10 延暦二十三年曆	八〇四			大浦B遺跡（米沢市）
11 嘉祥元年曆	八四八			胆沢城跡（水沢市）
12 年代未詳曆				鹿の子遺跡e区（石岡市）
				延暦年間か

古代における具注暦は、毎年、中央の陰陽寮で作成され、中務省を経て諸司・諸国に配布された。しかし、頒暦の実態は諸国から雜掌らが都に上り、書写して持ち帰っていたと思われる。その國府に備え置かれた具注暦一本は、さらに同様に書きされて、國府内の諸機關や郡家にも備えられたと考えられる。

#### 四、暦の年代判定

暦の体裁は、上段が日付・干支・納音・十二直からなり、中段は二十四節氣など、下段は暦注が記載されている。

本断簡は上段の日付を欠き、干支・納音・十二直、中段、下段の暦注は上部のみが遺存している。その点では、良好な遺存状態といえないが、以下のような手順により、暦の年代判定は可能である。

- ① この暦は、下段暦注の最初に記載されている大歲神・小歲神の表記が「歲前」となっていること（図11）から、儀鳳暦（六九二—七六三年）であると判断できる（儀鳳暦—歲前、大衍暦—大歲前）。『続日本紀』天平宝字七年（七六三）八月戊子条に「儀鳳暦を廃して、始めて大衍暦を用う」とみえる。
  - ② 「庚子……歲前」は春の大歲神の位置が該当する。
  - ③ 左端の「天道 氣北行 人道」（図12）の記載は月初部分にあたることから、「癸卯」はその前月の最後の日（小の月：二十九日 大の月：三十日）に該当することがわかる。
- 春一月～三月までのうち、二十九日または三十日が癸卯となる年を七〇〇～七六二年までの間で、湯浅吉美編『日本暦日便覽』（汲古書院）を検索すると、次の六例のみである。

大宝元年（七〇一）正月二十九日

大宝元年（七〇一）三月三十日

慶雲三年（七〇六）二月二十九日

神龜四年（七二七）正月三十日  
天平四年（七三三）一月三十日  
大宝元年正月二十九日、神龜四年正月三十日の二例は対象外となる。

○大宝元年三月 十九日壬辰

二十日癸巳

二十一日甲午

二十二日乙未

十六日庚寅

十七日辛卯

十八日壬辰

十九日癸巳

三日丙子

十九日壬辰

四日丁未

三月 清明二月節

十八日辛卯

十九日壬辰

○慶雲三年一月 立夏四月節  
十六日庚寅 清明二月節

雨水二月節

三月 清明二月節

四日丁未

十九日壬辰

十八日辛卯

三月 清明二月節



図12 曆の月初部分（一部）



図11 曆の下段（部分）

⑤ 最後に年代決定の決め手となる記載は中段の「土玉」である(図13)。「土玉(王)」は立春から七十四日目、穀雨前二日目に当たる、春の土用の入りを示す註記である。

この条件を満たすものは、右のうち天平宝字七年（七六二）歴しかない。  
⑥ 暈の復原（網点の部分が残存箇所）

天平宝字七年（七六二）曆

100

図13 曆の中段（「土壬」）

→ 孤辰厭 (凶会日)

→ 陽錯（凶會日）

丁亥獸  
(凶會日)

## 五、意義

一、古代の暦—具注暦は、天平宝字七年（七六二）の暦と判明した。当時の暦は、その前年の十一月～十二月の間に書写された。その点からいえば、多賀城碑にみえる多賀城第Ⅱ期の修造年代と思われる天平宝字六年（七六一）に作成された暦ということになる。なお、具注暦の変遷からいえば、儀鳳暦にあたり、これは持統六年（六九二）から天平宝字七年（七六二）まで使用されたもので、本具注暦が儀鳳暦最後の年のもの、翌年からは大衍暦に代わる。

二、国府作成文書はその廃棄後に、国府付属の漆工房の工人に払い下げられたと考えられる。本遺跡に漆工房が存在したと考えられるのは、こうした漆のふた紙のほかに、漆の入った壺や漆塗作業を含む作業記録板とみられる木簡が出土していることからも推測できるであろう。



図14 漆容器とそのふた紙〔<参考資料>〕

古代、漆は曲物容器に入れて保存することがあった。その際漆の状態を良好に保つために、役所で反故になった文書をふた紙として漆の表面に密着させたのである。このふた紙が不用になって捨てられた後も、漆の付着した部分すなわち曲物の大きさの分だけ文書が腐らずに残った。これが今日我々の見る漆紙文書である。

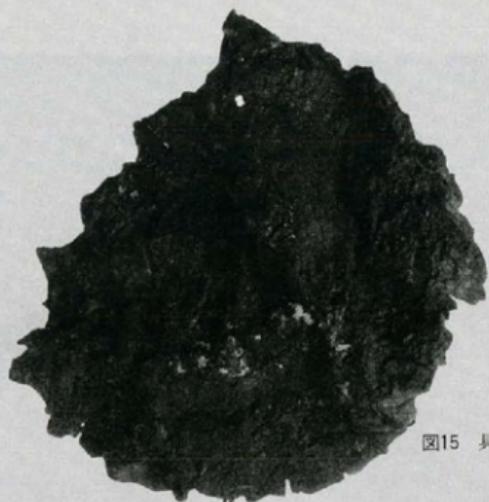


図15 具注暦



図16 具注暦  
(赤外線テレビ写真)

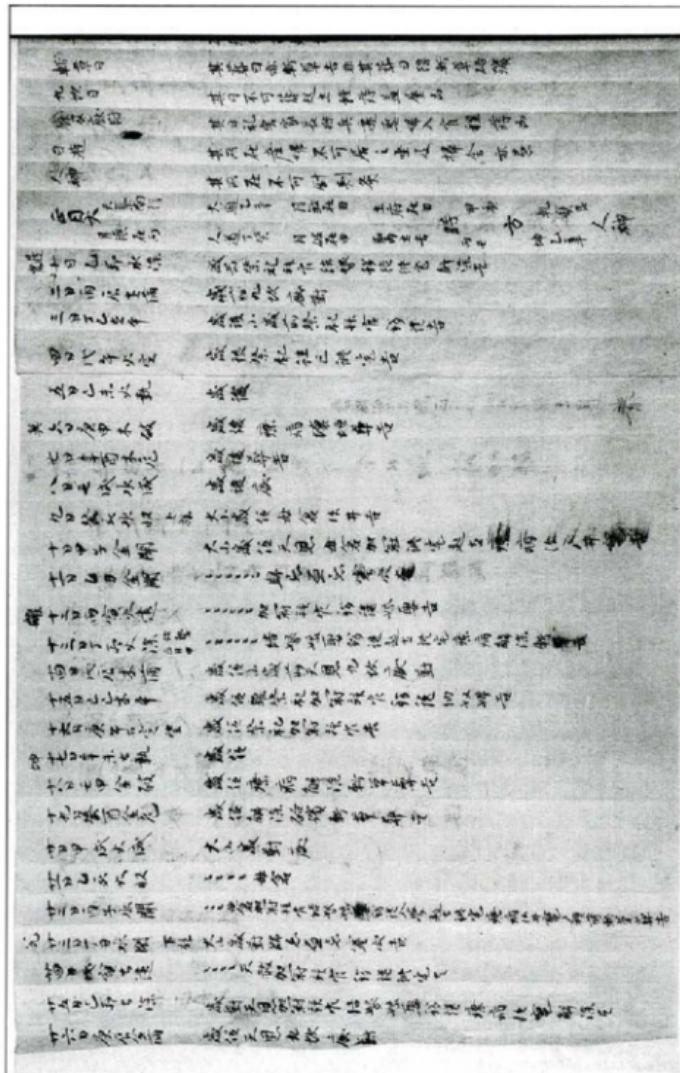


圖17 天平勝宝八錢是注歷(正倉院文書一宮內序正倉院事務所提供)

# 第一号木簡 (S.E.五〇二一井戸跡出土)

## 一、釈文

升三日役十二人

□相替不役 □  
〔人カ〕

〔塗カ〕

土漆五

長□

同 □ □

(三七四) ×八一×七 011

## 二、内 容

全面的に文字面が削り取られている。日々の作業を記した大型の記録筒の一部かと思われる。その作業の一部が現状の下段にみえる「土漆」(漆下地)のような漆塗である点は、本遺跡から漆紙文書や漆付着土器が多数出土していることを考え併せると、本遺跡の性格の一端を伝えるものとみてよいであろう。

## 2号木簡 (SD一八〇溝跡出土)

### 一、积文

〔食カ〕  
□□一

火長已上□十人

□

軍毅

見二

主帳一

(一六五) × (一一〇) × 五 015



図18 側面の小穴

### 二、内 容

内容は軍團關係とみて間違ひなく、上端から約一寸の位置の側面に小穴が貫通していることから、何らかの帳簿整理にかかわるものと推測できよう。

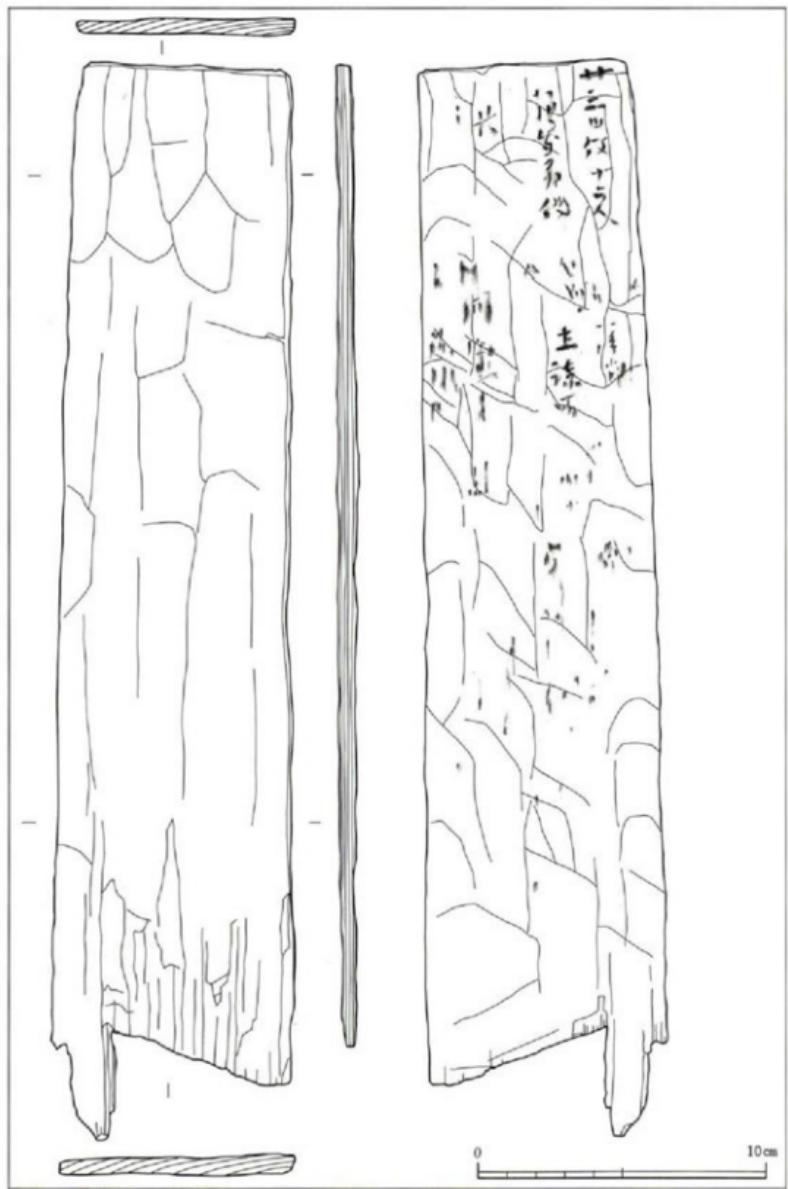


図19 第1号木筒

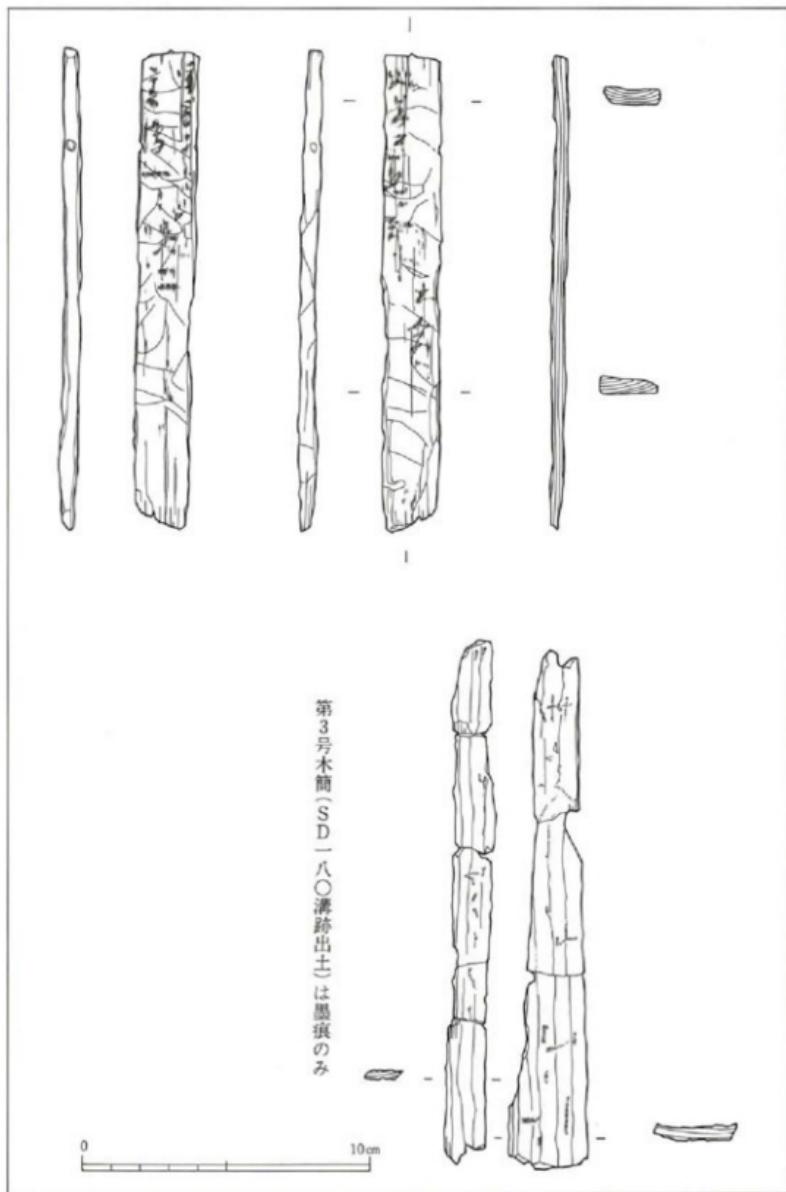


図20 第2号(上)・第3号(下)木筒

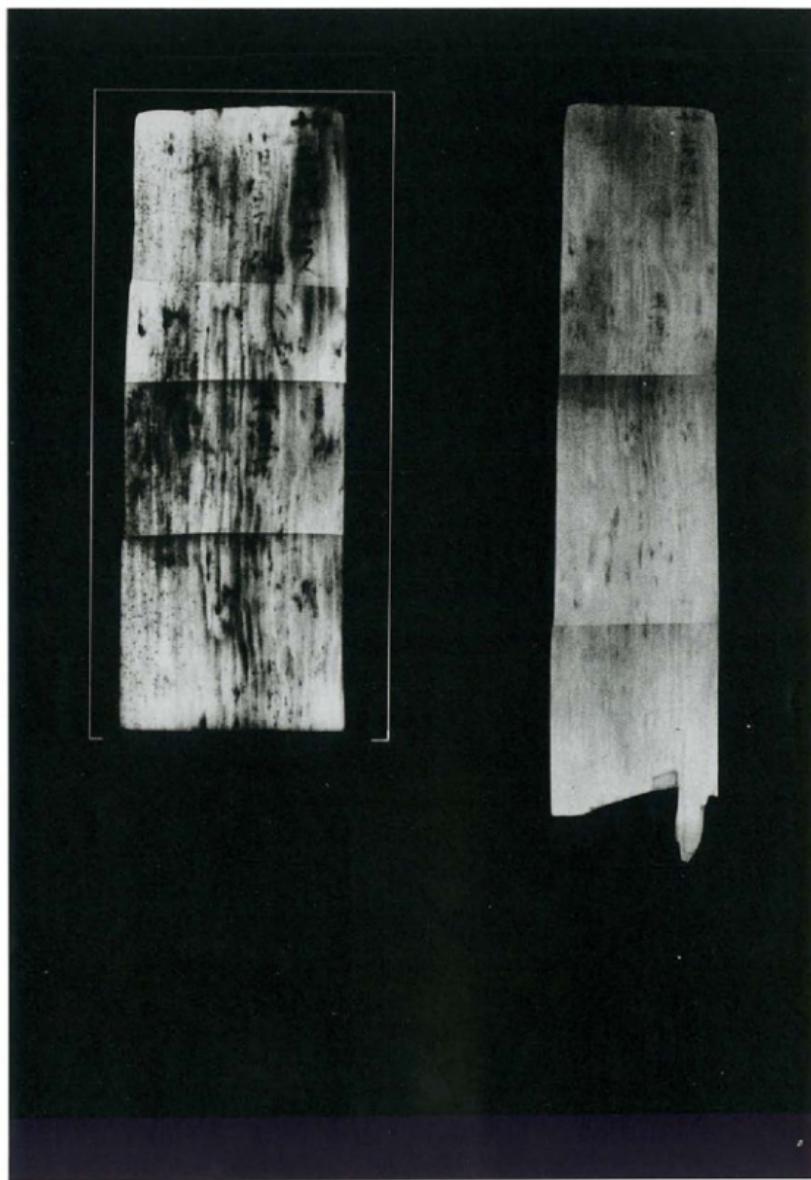


図21 第1号木簡（赤外線テレビ写真）



図22 第2号木簡（赤外線テレビ写真）

表1 各洲主因條件現況(『英州藤原文件』より抜粋)

---

---

多賀城市文化財調査報告書第30集

## 山 王 遺 跡

— 第12次調査概報  
— (仙塩道路建設に伴う八幡地区調査) —

平成4年3月31日 発行

編 集 多賀城市埋蔵文化財調査センター  
發 行 多賀城市中央二丁目27番1号  
電 話 (022) 368-0134

印 刷 (株) 工 陽 社  
塩釜市尾島町8番7号  
電 話 (022) 365-1151(代)

---



### 付図 遺構全体図